

# 会議録

令和4年9月13日（火） 場 所 3階 第1研修室

## 会 議 名:第3回令和3年度木古内町決算審査特別委員会

出席委員：安齋委員長、吉田副委員長、平野委員、手塚委員、東出委員、相澤委員  
廣瀬委員、竹田委員

欠席委員：なし

会議時間 午前9時30分～午後5時27分  
事 務 局 片桐、福田

## 開 会

### 1.委員長挨拶

**安齋委員長** 定刻になりましたので、ただいまから9月12日に引き続き、第3回令和3年度木古内町決算審査特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、8名でございます。

よって、委員会条例第14条の規定による、委員の定足数に達しておりますので、委員会は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の会議次第は、別紙配付のとおりです。

皆さん、おはようございます。

昨日に引き続き、よろしく願いいたします。

円滑な進行のために、質問者も答弁者も簡潔、明瞭、端的に、要領よく発言いただきますように、ご協力よろしく願いいたします。

それでは、審査事項に入りたいと思います。

### 2.審査事項

#### (1) 保健福祉課

**安齋委員長** まず、保健福祉課の皆さん、きょうはご苦勞様でございます。

最初に吉田（宏）課長から概要があれば説明をお願いいたします。

吉田（宏）課長。

**吉田（宏）保健福祉課長** それでは、改めましておはようございます。

私のほうから保健福祉課の決算の概要について、ご説明いたします。

まず、保健推進グループですけれども、主に保健事業及び障害者等に対する自立支援業務等担当しております。

保健事業につきましては、保健師3名を中心に行っております。

事業の実施状況につきましては、資料番号10の説明資料の103ページのほうに保健事業の内容が載っておりますので、ご参照いただきたいと思います。

また、主要番号の同じく10の105ページのほうをお開きいただきたいと思います。

こちらに各種健診受診状況を記載しておりますが、がん検診につきましては、コロナ流行による医療機関の検診一時中止等の影響もありまして、子宮がん検診以外はいずれも前年度を下回る結果となっております。

次に、障害者等に対する自立支援業務につきましては、適切な障害福祉サービスが提供されるよう相談支援員を中心に、利用計画の作成や相談支援業務を行っております。

最後にドクターヘリの運航状況につきましては、同じく資料の109ページのほうに掲載しております。

令和3年度の出動件数は、前年比5人減の10人で、負担金額は前年度から84万9,000円減の110万6,000円となっております。

次に、介護福祉グループのほうの説明をいたします。

高齢者福祉業務及び介護保険介護サービス事業特別会計や包括支援センターの運営を行い、高齢者や家族から相談業務等を担当しております。

令和3年度の介護福祉グループの主要な施策について、ご説明をいたします。

同じく資料番号10の26ページをお開きください。

除雪サービス事業につきましては、事業費の総額は前年度比 231万9,000円増の403万5,000円となっております。

令和3年度から家屋周辺の除排雪を高齢者屋根の雪下ろし等助成事業の対象としたところ、利用者数は前年度の14名から95名増の109名となっております。

助成金額は前年度比 186万4,000円増の195万6,000円となっております。

また、高齢者事業団の実施する生活道路の除雪サービス事業の利用者数は、前年度の83名から13名増の96名で、委託料は前年度比 47万円増の171万円となっております。

次に、27ページをお開きください。

高齢者等福祉サービス利用券交付事業につきましては、前年度の高齢者等入浴無料券交付事業を拡充し、ハイヤーの乗車に利用できる高齢者等福祉サービスの利用券としたものですが、事業費の総額は前年度比 192万円増の400万7,000円となっております。

交付人数は、前年度の490名から約3.2倍、1,052名増の1,542名で、交付率は前年度の31.09%から1.9倍の57.53%、利用率は前年度の19.7%から約2倍の40.89%となっております。

介護保険事業会計につきましては、第8期介護保険事業計画の初年度となります。

令和3年度の決算は、返還金等を除いた実質的な繰越金は、約2,900万円となっており、不足が生じることなく運営できております。今後も不足が生じることのないよう、給付の適正化に努めてまいります。以上です。

それでは、保健推進グループ、介護福祉グループの順に担当主査から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

**安齋委員長** 菅原主査。

**菅原主査** 保健福祉課保健推進グループ、菅原です。

私のほうからは、保健推進グループ所管分の決算について、説明させていただきます。

それでは、一般会計歳出からご説明させていただきます。

決算書、80ページから81ページをお開き願います。

3款 民生費、1項 社会福祉費、5目 保健福祉総務費 予算額 2億1,924万1,000円に対し、決算額が2億1,020万6,174円となっております。

支出の主なものや前年比で増減が大きかったものについて、ご説明させていただきます。  
決算書、82ページをお開き願います。

12節 委託料です。

こちらは、令和2年度に障害福祉システムの改修がございましたが、令和3年度は大きな改修がありませんでしたので、前年より約85万円程度支出減となっております。

18節 負担金補助及び交付金についてです。

こちらにつきましては、資料番号10の不用額一覧61ページ、民生費、下から4段目をあわせてご参照願います。

決算書においては、83ページ備考欄一番下の成年後見制度利用支援事業助成金、こちらにつきましては申請者がおりませんでしたので、その分の不用額となっております。

続きまして、19節 扶助費についてです。

こちらは、障害者のかたが利用するサービス等の給付費になります。

扶助費全体の不用額は、805万5,727円となっております。

不用額につきましては、資料番号10の61ページ、民生費の下から3段目になっております。

こちらの内訳としましては、2点ございます。

まず1点目、障害者自立支援医療費です。

こちらが約150万円程度の不用額となっております。

こちらは、生活保護利用者の1人当たりの単価が大きく、入院した場合、1か月100万円を超える場合もございますが、今回は入院期間が見込みよりも短かったため、その分の不用額が生じております。

2点目、障害者介護給付訓練等給付費になります。

こちらは、520万円程度の不用額が生じております。

主な理由としましては、生活介護や就労継続支援B型等の利用実績が見込みよりも少なかったためです。

その他につきましては、ほぼ例年どおりの支出となっております。

なお、資料番号10の106ページと107ページに、身体障害者手帳の交付状況、福祉サービスの利用者状況を載せておりますので、後ほどご参照願います。

続きまして、決算書86ページから87ページにかけてになります。

9目 障害支援区分認定審査会費になります。

こちらは、予算額 95万5,000円に対し、決算額 49万7円となっております。

なお、審査会費全体の不用額が46万4,993円となっております。

不用額一覧につきましては、資料番号10の63ページ、一番上の段となります。

主な理由としましては、審査会の開催回数が少なかったことによる委員報酬が見込みより少なかったため不用額が生じたものです。

なお、審査会費全体の支出はほぼ例年並みとなっております。

続きまして、10目 福祉施設管理費になります。

予算額 1,012万4,000円に対し、決算額 946万2,254円となっております。

こちらは旧老人保健施設で、1階の高齢者交流センター及び地域活動支援センター、2階・3階のグループホーム杉の木施設の施設管理費となっております。

前年比で支出の増減が大きかったものとしましては、10節 需用費の備考欄一番下から2番

目の燃料費で、前年より170万円ほど支出増となっております。

こちらは、主に燃料費の高騰によるものとなっております。

なお、需用費の不用額は58万7,840円で、不用額一覧につきましては資料番号10の63ページ、上から2段目となっております。

主な理由としましては、燃料代等の光熱水費の実績が見込みよりも少なかったことによるものです。

その他につきましては、ほぼ例年どおりの支出となっております。

なお、資料番号10の110ページに、グループホーム杉の木維持管理負担金について掲載しておりますので、後ほどご参照願います。

続きまして、決算書96ページから97ページになります。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費です。

こちらは、予算額 5億2,562万9,000円に対し、決算額 5億1,851万4,916円となっております。

こちらにつきましては、ほぼ例年どおりの支出となっておりますが、18節 負担金補助及び交付金の一番下の欄、簡易水道事業会計負担金の工事相当分として、450万円支出しております。残りの分は、繰越明許費として令和4年度に支出予定です。

なお、前年より全体で3,900万円ほど支出増となっておりますが、こちらにつきましては病院事業会計負担金が前年より支出増となったことが主な要因です。

続きまして、2目 予防費になります。

決算書は、96ページから101ページにかけてとなります。

予算額 7,587万2,000円に対し、決算額 6,632万3,203円となっております。

令和3年度につきましては、昨年度と引き続き新型コロナウイルス関連業務が追加されておりますので、例年のものと分けて説明させていただきます。

まず、例年の事業の中で前年比の増減が大きかったものとしましては98ページ、12節 委託料です。

こちら99ページ、備考欄二つ目の各種がん検診等委託料が前年より約115万円程度支出減となっております。

理由は、前年と比べ受診者数が減ったことが要因です。

なお、委託料 5,312万1,532円のうち、システム改修にかかる委託業務料が合計で559万750円となっております。

その他につきましては、前年度とほぼ同様の支出となっております。

なお、委託料の不用額 732万9,468円につきましては、こちら不用額一覧につきましては、資料番号10の63ページ、上から7段目となります。

内訳としまして、400万円程度につきましては、各種がん検診の受診数や予防接種の接種数が見込みよりも少なかったため不用額が生じたものです。

残りの300万円程度につきましては、後ほど新型コロナウイルス関連業務の中でご説明させていただきます。

なお、資料番号10の104ページと105ページに予防接種の接種数、各種健診の受診状況等を載せておりますので、後ほどご参照願います。

続きまして、新型コロナウイルス業務関係についてご説明させていただきます。

97ページにお戻り願います。

こちら1節 報酬から4節 共済費まで、こちらは新型コロナウイルスワクチン接種業務にかかる会計年度任用職員2名分の報酬分及び職員手当等となっております。

続きまして99ページ、10節 需用費 備考欄下から2番目、新型コロナウイルスワクチン接種関係消耗品費になります。

こちらは、主にインク代や封筒等を購入しております。

続きまして、12節 委託料のうち新型コロナウイルスワクチン業務にかかる委託料が合計で、3,226万8,131円となっております。

なお、101ページの委託料の下二つ分です。

新型コロナウイルスワクチンデータパンチ業務委託及び新型コロナウイルスワクチン接種結果自動取込機能構築業務委託、こちらにつきましては業務委託が不要になったため、その分280万円程度不用額が生じております。

続きまして、17節 備品購入費 備考欄上から二番目、新型コロナウイルス感染症対策用備品につきましては、加湿空気洗浄機を購入しており、合計で348万9,200円の支出となっております。

その他、新型コロナウイルスワクチン接種業務用パソコンとして、66万円支出しております。

不用額につきましては、資料番号10の62ページ、上から8段目 33万3,200円となっておりますが、こちらは新型コロナウイルスワクチン保管用フリーザーが不要となったため、不用額が生じております。

続きまして、決算書102ページから103ページお開き願います。

4目 保健活動費についてです。

予算額 31万8,000円に対し、決算額 18万762円となっております。

こちらにつきましては、ほぼ例年どおりの支出となっております。

続きまして、決算書162ページから163ページをお開き願います。

13款 諸支出金、1項 還付金、1目 過誤納還付金、22節 償還金利子及び割引料です。

こちらにつきましては、備考欄黒丸三つ目が保健福祉課分所管となり、合計で7万2,931円となっております。

こちらの返還金は、交付された負担金が交付決定額を超過して交付されたため返還したものです。以上で、歳出の説明を終わります。

**安齋委員長** 続いて、歳入もお願いします。

菅原主査。

**菅原主査** それでは引き続き、歳入のご説明をさせていただきます。

歳入決算書、16ページから17ページをお開き願います。

12款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 民生費負担金、3節 障害支援区分認定審査会共同設置負担金になります。

こちら36万4,443円につきましては、渡島西部地域障害支援区分認定審査会共同設置運営負担金となっております。

続きまして、決算書20ページから21ページをお開き願います。

14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金、

保健推進グループ分は備考欄二つ目の障害者介護給付・訓練等給付費負担金 9,332万8,282円と、三つ目の障害者自立支援医療費負担金 524万8,337円になります。

こちらの二つは、歳出の保健福祉総務費扶助費の医療費と給付費に充てられる負担金になっております。

続きまして、2目 衛生費負担金、1節 保健衛生負担金 母子保健衛生費負担金、こちらの交付は0円となっております。

また、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の交付は、2,988万2,072円となっております。

続きまして、2項 国庫補助金、2目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金の地域生活支援事業補助金 60万4,000円になります。

こちらにつきましては、主に障害者のかたの日常生活用具給付に対する国の補助金となっております。

続きまして、決算書22ページから23ページになります。

3目 衛生費補助金、2節 保健衛生費補助金です。

備考欄一つ目の緊急風しん抗体検査等事業補助金 10万円は、歳出の予防費 風しん抗体検査委託料に対する補助金になります。

下から二つ目の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 895万5,000円及びその下の繰越分 312万6,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種を円滑に実施するために必要な接種体制を確保することを目的としたもので、歳出の予防費の1節 報酬から17節 備品購入までの新型コロナワクチン業務に関連する補助金になります。

その他につきましては、各種システム改修にかかる補助金となっております。

続きまして、決算書24ページから25ページをお開き願います。

15款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金になります。

こちら保健推進グループの所管は、備考欄の三つ目の障害者介護給付・訓練等給付費負担金 4,598万6,076円と四つ目の障害者自立支援医療費負担金 262万4,168円です。

こちらは国と同様、歳出の扶助費と医療費に充てられる負担金になります。

続きまして、26ページから27ページになります。

2目 衛生費負担金、1節 保健衛生費負担金 母子保健衛生費負担金 2万3,971円となっております。

続きまして、2項 道補助金、2目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金になります。

こちら保健推進グループ所管分は、備考欄一つ目の地域生活支援事業補助金 40万2,000円となっております。

こちらの補助金につきましては、国と同様に障害者のかたの日常生活用具給付等にかかる道の補助金となっております。

続きまして、決算書28ページから29ページをお開き願います。

3目 衛生費補助金、1節 保健衛生費補助金、一つ目は健康増進事業費補助金 3万8,000円です。

こちらは、肝炎検査、骨粗鬆症等の健診に対する道の補助金です。

二つ目は、妊産婦安心出産支援事業費補助金 8万2,937円です。

こちらは、妊産婦健診時の交通費の補助事業に対する道の補助金になります。

続きまして、決算書40ページから41ページをお開き願います。

20款 諸収入、5項・1目・3節 雑入です。

41ページ備考欄の保健福祉課分のうち、保健推進グループ所管分の雑入は、保健事業等本人負担から在宅サービスセンター管理収入までの分、及び令和2年度ドクターヘリ運航経費精算還付金から43ページ一番下の雇用保険繰替金までの20項目で、合計1,416万3,195円となっております。

以上で、歳入の説明を終わります。

**安齋委員長** 説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

廣瀬委員。

**廣瀬委員** 廣瀬です。おはようございます。

決算額については、質問等ないんですけども、町の取り組みということで聞きたいことがあります。決算資料の104ページのワクチンに関してなんですけれども、子宮頸がんワクチン。令和3年の11月で、確か積極的勧奨というのを控えているのを終了したっていうことは聞いておりました。今年度4月より対象者に対して、いろいろ取り組んでいくっていう国の方針という部分で聞いたと思うんです。町としてもうすでにそこは取り組んでいるということよろしいでしょうか。

**安齋委員長** 菅原主査。

**菅原主査** 廣瀬委員の質問にお答えさせていただきます。

一応、病院に関しましては、キャッチアップっていう過去の分も含めまして、春に受診勧奨を行って、もう何名かすでに受診も受けられている状態になっております。以上になります。

**安齋委員長** 東出委員。

**東出委員** 3番 東出です。

大変、上手な説明等もありがとうございました。それで決算書の83ページ、それから資料の63ページ、2点についてお伺いいたします。ちょっと聞かせてください。

決算書の83ページの負担金及び交付金の関係についてですけども、上から3段目にはあと地域共同作業所利用負担金とあるんですけども、それちょっと私中身よくわからないので、簡単でいいですけども、聞かせていただきたいなと思います。

その利用者は何名になるのか、そして1人あたりの額なのかどうなのかわからないんですけども、その辺も教えていただければよろしいし、加えてそこに45万911円という端数が付いているんですけども、これはどういう関係でこうなっているのかなっていう何点かになりますけれども、お知らせいただきたいと思います。

それから資料の63ページ、ここに二つの大きな項目で不用額が733万くらい出たんですけども、下の新型コロナウイルスの関係とそれから各種がん検診なんですけれども、各種がん検診で予防接種者数が見込みよりも少なかったことによる減という表現になっているんですけども、じゃあこの数字です。予算組む時にどういう算式のもとで、予防接種者数を決めているのかなという一つの私疑問があるんですよ。ということは、毎年度決算委

員会になるとこれが必ずと言っていいほど、出てくるんですよ不用額の中に。そこで1回、止めます。説明願いたいと思います。

**安齋委員長** 菅原主査。

**菅原主査** 東出委員の質問にお答えさせていただきます。

まず1点目のはあと地域共同負担金、こちらにつきましては北斗市さんと締結、契約を毎年させていただいております、現在2名のかたが利用しております。

端数につきましては、単価が毎年変わるんですけれども、だいたい1,895円ですとか1,800円の前後の単価となっております、その単価×日数×年間分の請求額が毎年発生しておりますので、そのため端数が生じております。

2点目の不用額につきましては、こちらにつきましてはまずがん検診に関しましては、特に胃がん検診の受診者数が見込みよりも少なかったんです。その月別に分析しましたところ、6月から8月の受診者が少なかったという実績があります。こちらにつきましては、昨年度は5月から8月にかけて新型コロナワクチンの期間とかぶっておりますので、このワクチンの影響で受診者数が減ったものだと感じております。

予防接種につきましても、令和3年度に日本脳炎というワクチンが供給不足になっておりまして、その分見込みよりも少なかったと感じております。そちらの供給不足の件につきましては、令和4年度にそのワクチンの数は足りておりますので、その分は対応できております。

今後の見込みにつきましては、不用額も多いということも勘案しながら、またなかなか受けるかたがどれくらいいるかというのを見積もるのは難しいんですけれども、実績にあうように、また受診者数の向上についての取り組みも進めながら、あまり不用額が生じないように注意したいなと考えております。以上になります。

**安齋委員長** 東出委員。

**東出委員** はあとさんの関係はわかりましたし、端数の出るのも理解しました。

ただ各種検診、きのうも特定健診の関係で私もちょっと話したんですけれども、いかにして住民の健康を守っていくために町のほうでは積極的に投げかけているんですけども、なかなかそれが伝わらないっていうのは、あなた達にとってはできれば1人でも多く受けてもらいたいっていうのが心情だと思うんですよ。ただ、そこでやはりこれって課長、予算書を作る時にこれはある意味じゃギリギリの線って言ったらかおかしいけれども、にして追加補正予算で対応するという逆に不用額が悪いていうわけじゃないですよ。だけれども、当初予算でこの数字のあまりにも乖離が大きすぎるとこういうふうには決算になると目立ちちゃうわけだ。ですから、その辺の工夫っていうのは、逆に補正対応でも私はいいのかなと思うんですけれども、そこは課長の見解はどうでしょうか。

**安齋委員長** 吉田（宏）課長。

**吉田(宏)保健福祉課長** いまの東出委員のお尋ねですけれども、この検診に関して言いますと、6月から検診開始になって、それで年度末に近づきますと件数が増える傾向があります。それで、ただし事前にここまで残らないような積算はできるのかなとは思いますが、その時点で減額補正です。一部減額するとかっていうことも検討したいと思えます。実際に今年度途中で、国保病院でコロナの流行で検診の中止の時期があったりとかっていうことで若干、少なくなることは途中である程度判断できたのかなという部分で、今



後はあまり多額に残らないような調整はさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

**安齋委員長** ほかに質疑ございませんか。

平野委員。

**平野委員** 平野です。

各種受診の向上については、これまでも諸課題になって、担当課で懸命に取り組んできていますし、私は当初予算である程度多く見込むということは、目標を高く掲げるっていう観点から、いいんだろうなということで予算の中でも話した経緯もあるところです。

大事なのはいま菅原主査も言いましたけれども、今回の様々な検診がこれ届かなかったのは、明らかに病院側も検診を止めていたという期間とかあったからなんじゃないですか。

そのように思っていますじゃなくて、実際に町立病院の検診もいつからいつまで胃カメラできないっていう期間とか長期であったじゃないですか。そこもうちょっと明確に把握されていないんですか。私も実際胃カメラの予約したら、コロナの関係上先延ばしされて、3か月以上延びたっていう経緯もありましたし、その辺の把握状況どうなんですか。

**安齋委員長** 吉田（宏）課長。

**吉田（宏）保健福祉課長** 冒頭の私のほうの説明でもご説明したところですけども、私と菅原主査のほうの認識と言いますかその辺の意思統一がされていなかったことで、申し訳なかったと思います。

資料番号10の105ページに記載のとおり、先ほど冒頭でもご説明しましたが、受診のがん検診の部分につきましては、ほとんどの項目で前年度より減っているというのは、これは先ほど平野委員がおっしゃったように、胃がん検診をやらなかった時期があったりとか、あるいはほかの検診も含めて検診を一時止めているという時期もあったということで、この部分について検診率が下がったというような状況にあります。

**安齋委員長** ほかに質疑ございますか。

竹田委員。

**竹田委員** 同じような検診の受診率向上っていうか、上げるためにどうするかっていう部分の中なんですけれども、これ例えば確かにコロナの影響でいろんな部分が影響しているっていうのは理解はできるし、ただやはり105ページの資料を見ても検診の結果、要再検は何名か出ている。だけれども、治療につながったっていうのは肺がんで治療の継続が5名、前立腺で1名っていう。やはりここを大事にこういう検診で治療に至って全快したとか、やはり検診の効果これをやはりもうちょっと訴えるような案を作るべきだっていうふうに思います。ですから、予算計上の時に検診の受診目標っていうのを立てると思うんですけども、その目標に向けてどういう例えば取り組みをするかっていうことが大事なのかなっていう、なかなか目に見えない部分があると思うんですよ。ただ、ことしの決算を見ても科目によっては旅費がほとんど使われていないっていう。極端な話、行動していないっていう捉え方にもなるのかなと思って。例えば、受診率を上げるためにやはりいろいろ訪問して、いろんな指導をするっていうのが受診率につながるのかなと。イコール、旅費の計上ではないと思うんですけども、やはりなんか3年度の決算だけ見れば、旅費の執行率が非常に悪い部分が要所要所にあるんですよ。やはりその辺の部分っていうのを本当にコロナで行動できなかったのかどうなのかっていう部分。

それと、せっかくこういう資料にコロナの接種資料って言うのかな、例えば国保病院では何名、大江さんではどうだっというそういう資料を私は添付すべきでないのかなと思うんですよね。それで例えばその数字を見て、接種率が悪ければどうしなきゃならないってこの部分の議論も我々含めてやはりするべきだろうというふうに思っています。その辺もし資料等があるのであれば、添付していただきたいなというふうに思います。ないのであれば、今後の中で作成するようにしていただきたいということ。

**安齋委員長** 吉田（宏）課長。

**吉田（宏）保健福祉課長** まず、1点目の旅費の執行の状況についてです。

こちらは、様々な研修だとかってというのがいまほとんどウェブで行われておりまして、会議だとか研修会自体はかなりの数があって、それでうちの保健師も積極的にそちらのほうはウェブで参加はしております。ただし、旅費という部分には直接関わってこないということで、旅費の執行額が少ないというような現状にあります。

それと、コロナの接種状況の資料ということで、作成してなくて申し訳ありませんでした。いまの最新の接種人数の状況だけこの場でお伝えしまして、それで今後資料のほうは作っていききたいというふうに思います。

いま2回目までの接種を終わった町民のかたが3,555人、3回目まで終わったかたが3,299人、4回目まで終わったかたが2,005人となっております。これは、最新の状況ですから、今朝出した状況ですから、一昨日までの状況ということになっております。今回の決算の部分での接種人数の状況で言いますと、全体で8,683回の接種があったということになります。資料がなくて申し訳ありません。以上です。

**安齋委員長** 菅原主査。

**菅原主査** 受診率向上という点につきましては、5年に1回受診の勧奨というのは、行っております。また、検診の効果という点におきましては、まずすみません、先ほどの表の見方だったんですけれども、精密検査というところで病院を受診して精密検査をしなければいけないとなった時に、精密検査を行う受診しにご本人が病院に行かれると思うんですけれども、その際に行かれないかたもいらっしゃるんです。そのかたに関しましては、個別に精密検査を受けるような受診を促すような取り組みも行っております。以上です。

（「休憩」と呼ぶ声あり）

**安齋委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前10時15分

**再開** 午前10時18分

**安齋委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

吉田（宏）課長。

**吉田（宏）保健福祉課長** ただいまのお尋ねですけれども、保健師が申し訳ないです、出席していないということで、今後、戻りましたらまたこのような検診の効果のPRと言いますか、そんなものも含めて今後この結果を周知する取り組みを行っていただければと思います。

そこら辺は今後、保健師のほうと相談しながら進めたいと思います。以上です。

**安齋委員長** ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**安齋委員長** ないようなので、次の担当の説明に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午前10時19分**

**再開 午前10時21分**

**安齋委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは引き続きまして、介護福祉グループの説明をお願いいたします。

後藤主査。

**後藤主査** 介護福祉グループの後藤です。よろしくお願いいたします。

まずは、一般会計から説明をさせていただきます。

歳出から説明させていただきます。

決算書は、76ページ・77ページをお開き願います。

3款 民生費、1項 社会福祉費、3目 老人福祉費 決算額は1億8,559万6,939円となっております。

資料番号10の説明資料の111ページをお開き願います。

主な事業について、説明させていただきます。

決算書は、7節 報償費及び10節 需用費です。

1. 百歳祝記念品の贈呈について。

事業費、報償費、消耗品費を含め20万3,850円、対象者は2名となっております。

決算書は、78ページ・79ページです。

12節 委託料です。

3. 除雪サービス事業、これは説明資料26ページにも記載しておりますが、予算 180万円、事業費は171万円、利用者は96名となっております。

続きまして、18節 負担金補助及び交付金です。

4. 高齢者屋根の雪下ろし等助成事業です。

予算は248万3,000円、事業費は232万5,418円、年間延利用者人数は109名となっております。

決算書は12節 委託料、説明資料につきましては112ページをお開き願います。

5. 訪問・外出支援サービス費、事業費は744万1,000円となっております。

これは、社会福祉協議会への委託事業で、内訳につきましては訪問サービス事業の利用実績は、利用者205名の年間延利用人数7,493名、外出支援サービス事業の利用実績につきましては、利用者29名の年間延利用者人数231名となっております。

次に、8. 介護職員初任者研修事業です。

事業費 105万9,500円、これはホームヘルパー2級にかわる研修講座の介護職員初任者研修を実施しております、支え手となる人材の育成・確保を目的としております。

平成31年度より実施しております、令和3年度は6名が受講しております。

次に、9. 木古内町小規模多機能型居宅介護施設指定管理料 事業費 799万6,000円、こ

これは木古内町小規模多機能型居宅介護施設さくらが令和3年4月に開設しておりまして、株式会社杉の木ケアサービスが指定管理事業者となり、事業になっております。

決算書は18節 負担金補助及び交付金、資料番号10の説明資料は113ページをお開き願います。

11. 介護従事者待遇改善事業です。

事業費 504万円、これにつきましては介護従事者の待遇改善、介護職員の定着化及び職員不足の解消につなげ、介護サービスの事業を結びつけることを目的とし実施しております。

対象者は104名の職員の賃金改善が図られております。

次に、12. 介護サービス利用者負担軽減事業です。

事業費 527万6,937円、これは社会福祉法人等が介護保険サービスに係る利用者負担額を軽減することにより、低所得者で生計が困難である者及び生活保護者の生活の安定を図り、介護保険制度の円滑な運営を図ることを目的として実施しております。

平成30年度からの事業で、特養いさりびに入所している47名が対象となっております。

次です。13. 高齢者介護サービス事業会計負担金 492万5,000円、14. 外国人介護福祉人材育成支援協議会負担金 530万円、これにつきましては特養いさりびに対する負担金といさりびに勤務する外国人の学生奨学金分と育成支援協議会の負担金となっております。

続きまして15. 高齢者等福祉サービス利用券交付事業、これは予算 786万7,000円、事業費 400万6,745円となっております。

利用施設につきましては、北光ハイヤーさんとビュー温泉のとやとなっております。

説明資料の114ページをお開き願います。

令和3年度の医療機関送迎バス利用状況を添付しておりますので、ご参照願います。

次に、不用額について説明させていただきます。

決算書は、78ページから79ページをご参照願います。

3款 民生費、1項 社会福祉費、3目 老人福祉費、12節 委託料、資料説明の60ページ・61ページをお開き願います。

不用額 139万1,500円につきましては、主に医療機関等送迎バス運行事業委託料の見込の減でございます。

18節 負担金補助及び交付金です。

不用額 464万4,432円につきましては、主に高齢者等入浴無料券負担金見込の減と介護サービス利用者負担軽減事業費補助金見込額の減でございます。

次に、19節 扶助費です。

不用額 76万7,989円につきましては、入所者措置費の見込額の減となっております。

次に、27節 繰出金です。

不用額 339万7,339円につきましては、主に介護給付費及び事務費繰出金の減によるものです。

以上でございます。

次に進めてよろしいですか。

**安齋委員長** お願いします。

後藤主査。

**後藤主査** 続いて、在宅介護支援費をご説明いたします。

決算書、80ページ・81ページをお開き願います。

3款 民生費、1項 社会福祉費、4目 在宅介護支援費 決算額は113万1,702円、これは前年と同様と同じ内容となっております。

以上で、歳出の説明を終わります。

**安齋委員長** 続いて、歳入をお願いします。

後藤主査。

**後藤主査** 引き続き、歳入の説明をさせていただきます。

決算書は、16ページ・17ページをお開き願います。

12款 分担金及び負担金、2項 負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金 97万3,200円は、養護老人ホーム措置費負担金です。

決算書、18ページ・19ページをお開き願います。

13款 使用料及び手数料、2項 手数料、2目 民生手数料、1節 福祉手数料 49万円は、除雪サービスの手数料となっております。

決算書は、20ページ・21ページをお開き願います。

14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、4節 介護保険低所得者保険料軽減負担金 653万8,750円となっております。

決算書は、26ページ・27ページをお開き願います。

15款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、5節 介護保険低所得者保険料軽減負担金 327万3,775円となっております。

次は、2項 道補助金、2目 民生費補助金、2節 老人福祉費補助金 328万4,413円となっております。

これは、老人クラブ運営補助金が24万6,413円、介護サービス利用者負担軽減事業補助金が148万3,000円、外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金が60万7,000円、ICT導入事業補助金が94万8,000円となっております。

決算書は、40ページ・41ページをお開き願います。

20款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、3節 雑入 保健福祉課のうち、在宅サービスセンター管理収入が25万5,376円、高齢者事業団維持管理負担金が5,280円、雇用保険繰替金が917円となっております。

一般会計の説明は、以上でございます。

**安齋委員長** 説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

竹田委員。

**竹田委員** 114ページに医療バスの資料が出されています。4月から3月までのずっと稼働日数、1日の平均利用。これで、マックス多い時で11名くらい、少なければ6名っていうような部分もありますし、その時期によっても若干異なるのかなって。ただやはり、このバスに乗車っていうか乗れる人数っていうのは、確か26だったか29だったか、確かそのくらいの人数だと思うんですけども、そうすれば利用者以上の部分がスペースが空いているって。やはりこれは、医療バスの担当ばかりでなくて、町全体としての有効活用っていうか有効利用、これについてはやはりもう少し検討の余地があるのかなっていうふうに思っ

います。

それから、いろんなサービスありますけれども、社会福祉協議会での在宅サービスだとか声かけ訪問だとか、ただやはり声かけ訪問、確かに安否確認含めてやっているんですけども、単に何回行って何人利用しましたっていうんじゃなくて、やはりそれこそこういうこともありました、こういう事例もありましたってやはりそこが大事なところなんです。

ただ、声かけて元気だったって言うだけの部分で、例えば訪問サービスで205名が終わったのかどうなのか。そのうち例えば病院まで行かないにしてもこういうこともあったってことがなかったのかどうなのか。その辺がただこの資料だけ見れば、何もなくて安心したっていうかそういうふうになるんですけども、実態はどうだったのかっていう部分をもし把握していれば、ほかもちょっとあるけれども取りあえず。

**安齋委員長** 2点について、吉田（宏）課長。

**吉田（宏）保健福祉課長** まず、私のほうから前段のバスの有効活用についてのご質問です。

こちらの114ページの資料にありますとおり、だいたい1日の平均利用が一番少ない月で6.4、多い時で10.9ということで、1日平均の利用ということになっているんですけども、その日によっては多く的人数が乗ってということもありますので、有効活用って言いますか要は医療バスとしての利用以外の活用については、ここは医療バスということで、現状はそういう運行ということで、ご理解いただきたいと思います。

**安齋委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 目的は医療バスって理解している。その趣旨は私達も理解している、わかる。

だけれども、やはりいまの乗車の利用状況から見れば、これからだんだんやはり人口も減っているっていう実態を見れば、検討の余地はあるんじゃないのっていうふうに求めているわけだ。全く医療バスだから目的外だから、それ以上はだめですって言うなら、それ以上議論の余地がないわけだから、そこなんだ。

**安齋委員長** 副町長。

**羽沢副町長** 確かに竹田委員おっしゃるとおり、もう26人定員だったかと思いますがけれども、それに近い状態で毎日運行されるのが望ましい姿だとは思いますが。一方で、いまコロナ禍という状況もございますので、定員の2分の1程度というのが町有バスにいたしましても、利用を推奨する上では半分程度の利用というのがよろしいかと思えます。

まず現状としては、コロナを理由にするわけではありませんが、密にならない程度で運行されているということで、ご理解ください。

有効活用についてなんですけれども、これはいままちづくり未来課が所管課となりますけれども、公共交通計画のほうの策定に着手をしております。その中では、この医療機関送迎バスの役割ですとか、これは竹田委員おっしゃるとおり、ほかの役割を持たせた中で有効活用しなければならないのかという部分もほかにもたくさんの公共交通機関ありますので、総合的にその辺を今後の計画、位置付けとして利用につなげていきたいと考えております。以上です。

**安齋委員長** あと声かけ訪問の件については。

西村主査。

**西村主査** 介護グループ、西村です。

声かけ訪問の関係ですけれども、実際に社協さんのほうに例えば新聞配達のほうから、

何日か新聞がたまっているよというような連絡がきたりですとか、そういったところで声かけさんのほうで一度行って状況を確認して、それで例えば連絡が全然付かないだとか、そういった場合にこちらのほうにも一報が入りまして、一緒に行って確認をするということ。あと、体調不良でちょっと困っているよということであれば、訪問させてもらって状況のほうを確認したりということが回数的にはそんなに多くはないんですけれども、そういったこともありますので、これからも連携を取りながら対応していきたいというふうに考えています。以上です。

**安齋委員長** それで、どうなったんですか。

西村主査。

**西村主査** 声かけ訪問のほうからは、毎月訪問の状況報告のほうがあります。

あと、昨年度については、実際にこちら包括職員、介護グループのほうでも一緒に訪問した事例というのは1件だけです。その部分につきましては、特に大きな問題のほうはなかったという状況でした。ただ、ことしの話になってしまうとあれなんですけれども、ことしはすでに4件くらいそのような訪問等ありまして、1名のかたはちょっと亡くなられていたという状況がありました。以上です。

**安齋委員長** 竹田委員。

**竹田委員** そのことも先ほどの話ではないけれども、こういうことがやはりこの事業の効果ってということで、やはり社協さんとは例えばケア会議だとか毎月はやっていないんですか。例えば半年に1回しかやっていないのかどうなのか、やはり必要であればこういう部分ってというのは、細かく月一に例えばそういうケア会議みたいな部分をミーティングをするだとか、そうすれば情報がいろいろ入ってきたりするんじゃないのかなというふうに思うんだよね。どういう構図になっているのかわからないものだから、だからやはりそうすればこの資料の作りにしてももう少しやはり変わってくるのかなと。もっとこの事業もいいねって、もう少しやはり拡大しなきゃならないのかってという部分の声も上がってくるのかなと思いますので、その辺含めて十分。

**安齋委員長** ほか。

平野委員。

**平野委員** 平野です。

今回の定例会で一般質問をさせていただいたその中身、一般質問見てのとおり時間足りなくていろいろ確認したいことできなかったのをこの決算委員会の中で、決算委員会にふさわしい部分についてだけちょっと確認させていただきたいんですけれども、先ほど西村主査から令和3年はそのような事例はなかったと言いましたけれども、孤独死と言われる事例なかったですか。それは、福祉課の方々が一緒に回られたところじゃなくて、社協に委託して訪問されている箇所は何箇所か令和3年事例なかったですか。それもし先ほどないって言っちゃっている間違いだったら困るので、しっかりもう一度調べていただきたいと思います。

それと、いかに独居老人や高齢者世帯の方々を守るかという観点から、安心見守りネットワーク事業っていうのもやっているんですけれども、これっていわゆるボランティアのかたの保険料が予算としては発生しています。これ見ても協力員のかた32名いらっしゃいますけれども、言えば年に1回見回るっていうだけですよね。これってなにかイベント的な

要素があつて、本当に見守る観点からいくとやはり訪問外出支援サービスの委託している部分と社協さんとどの程度連携されているのかっていうのが重要だと思うんですけども、まずその考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

**安齋委員長** 2点ありますが、わかりますか。

西村主査。

**西村主査** すみません、最初の死亡例の確認のほう戻ってから確認させていただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

**安齋委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前10時45分

**再開** 午前10時53分

**安齋委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

答弁調整のため、11時まで休憩といたします。

**休憩** 午前10時53分

**再開** 午前11時02分

**安齋委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、答弁のほうをよろしくお願いします。

西村主査。

**西村主査** 先ほどの平野委員の質問なんですけれども、令和3年度に関してはちょっとこちらのほうで把握している事案はなかったということで、先ほど平野委員さんが言っていました部分については、令和3年の1月であったり2月の状況だということなんです。まずは、死亡の部分の確認ということで、以上です。

**安齋委員長** 後藤主査。

**後藤主査** 平野委員の質問の安心見守りネットワーク事業につきましては、男女共同参画推進協議会が独自に日常的に気にかけている独居高齢者に対して、年に1回訪問をしているところでございます。

また、訪問していない部分につきましても、独自に訪問されたりとか、あと外から見守りをしてたりとか、常に日頃から目配りをしている状況でございます。以上です。

**安齋委員長** 平野委員。

**平野委員** ボランティアのかたがやられているって素晴らしい活動だとは思いますが、先ほど聞いたのはこの対象者含め、社協の資料になりますと次ページの訪問サービス事業だったり、これらを利用しているサービスの利用されている方々がこの132名との連動性と言いますか、そういうのを連動した中でこの事業をやられているのかどうなのかって。

**安齋委員長** 後藤主査。

**後藤主査** 社会福祉協議会の声かけ訪問事業の対象者との連動はございません。



**安齋委員長** ほかに質疑ございますか。

東出委員。

**東出委員** 一般質問で平野委員が老人クラブの関係でちょっとあれしたんですけれども、私は簡単な質問で申し訳ないんですけれども、私も一老人クラブの会員なんですけれども、これ1人あたり各老人クラブに確かいくらか支給されていましたよね、会員1名につき。その金額をちょっと教えて大変申し訳ない、私もど忘れしたものですから、説明していただきたいなと思います。

**安齋委員長** 後藤主査。

**後藤主査** 東出委員のご質問なんですけれども、1人頭360円になります。以上でございます。

**安齋委員長** 東出委員。

**東出委員** そうすると、私は鶴寿会に会員なんですけれども、もうちょっとここは何かワンコインまでもっていけないものなのか、そういう検討はされたんだろうか。それとも各老人クラブの会長さんから、そういう要望等があったのかなのか、ちょっと予算から離れたんですけれども、簡単に増額について。

**安齋委員長** 後藤主査。

**後藤主査** いまのご質問ですけれども、まず老人クラブの会長さんのほうから会費の増額とかっていう話は、いま私のほうではいただいているではありません。

あと、各クラブへの補助金につきましては、いまお話しした1人頭360円という金額は、道の補助金の算定する基準金額に基づいて、各クラブにお渡ししているような形なので、なのでいま現在は増額するというのは考えておりません。

**安齋委員長** 平野委員。

**平野委員** すみません、何点か聞き忘れの点で、これも一般質問で質問させていただいた延長なんですけれども、かねてより医療送迎バスの利用者の不便と言いますか要望の声を私個人的には行政に届けているところなんですけれども、この資料の114ページで、それぞれの病院に行かれた人数の集計はされていますけれども、どこの地区から乗ったっていう人数集計はされているのかされていないのか。されているのであれば教えていただきたいのと、それとその利用者からの実際の要望の声だったり、その要望の声に実際どのように応えられている事例と、応えられていない検討しなければならない事例をどこまで担当課が把握しているのかをお伺いいたします。

あと老人クラブに関して、以前より老人クラブが存在しない地区がある中、担当課としてはいま事務局にもなっていますし、一般質問の中ではこれは令和4年度の事業なんですけれども、チラシを配布して老人クラブにどんどん参加してくださいっていう良い取り組みはしているなと思うんですけれども、実際その地区にない方々への対応をこの質問した時にちょうど本会議場で吉田（宏）課長後ろでうんうんと頷いていたので、何か良い答えを持ち合わせているんだろうなと想像したんですけれども、ちょっと時間足りなくてそこまでのやり取りまで至らなかったものですから、その部分についての考え方だったり、検討事項だったりがあるのであればお聞かせいただきたいなと思います。

**安齋委員長** 吉田（宏）課長。

**吉田（宏）保健福祉課長** まず、バスの利用者の乗り降りした場所の集計っていうところま

では、行っておりません。

それと、老人クラブが存在しないところの部分ですけれども、町内に何箇所かあります。

それで、たまたまこのチラシを折り込んだ直後に、1件やはりその地域に老人クラブがないということで、入りたいんですけどもということで問い合わせがありました。その時に比較的そういうかたが広域的に入っている老人クラブがありますので、そこをご紹介して、そこに入っていた経過があります。これは、私どもが老人クラブの事務局になる前なんですけれども、会長が老人クラブのないところに町内会長なのかその辺の地域のかたにお声がけして、老人クラブを作っただけでないかということでの話は何度か行っているようですけれども、なかなか進んでいないというのが現状で、いまはこの地域からでも入れるということでの対応を行っているところです。以上です。

**安齋委員長** 平野委員。

**平野委員** 吉田（宏）課長、いつもなんですけれども、答弁漏れ多いです。いまバスについての利用者からの声、要望、それに対して対応可能で対処している部分、あるいはできなく課題となっている部分があればお知らせいただきたいという部分の答弁漏れと、老人クラブのいまよそのない町内会へ結成の打診をしていると。無理ですよ、これ。一度運営ができなくなって止めた地域で、再結成するっていうのはほぼ不可能だと思います。

比較的広域で入られているところがあるっておっしゃいましたけれども、実際そのクラブは遠い泉沢・札荊がその地域に老人クラブがなくて、車も持っていないくて会合にじゃあどうやって行くか、そういう対応までしっかりされている老人クラブなのかどうなのか。

それがなければ入りたくてもじゃあどうやって行けばいいのってことになりますよね。

その送迎も対応しなきゃならないっていうことに事務局でなっていくじゃないですか。

募集していて、お好きなどころに入れますよって、じゃあどこどこに入りたいんですけれども。例えばその町内会が容認していただいて、どこの地域でもいいですよ、ただ案内はしますけれども自分で来てくださいね、私行けないんですけどもどうすればいいのって話ってもう想像つきますよね。その辺の対応まで事務局としてどう考えているのかと。

**安齋委員長** 吉田（宏）課長。

**吉田（宏）保健福祉課長** すみません、答弁漏れ申し訳ありません。

まず、バスの利用者からの要望の声ということで、時期ちょっとはつきり覚えていないんですけれども、停留場所をずらしていただけないかっていうことで、町内会の会長さんだっと思えますけれども、その町内会のかたで実際には場所的にはこっちのほうが行きやすいんですっていうことで、たまたまその停留場所がそのかた1人だけしかいま利用がないというようなことで、その部分については会長さんとお話をして、若干場所をずらしたってというような経過があります。

それと、先ほどの老人クラブの送迎の対応です。ちょっとそちらのほうは、町のほうは現実的には行っていないということで、事務局としてもそこまでは対応は難しいということで、行っておりません。

あと、地域の老人クラブのほうでそういう対応をしていただけるかどうかというところはあるんですけども、事務局として対応というのは行ってはおりません。

**安齋委員長** 平野委員。

**平野委員** そうしたら、いまの話ですと送迎も対応してくれる老人クラブがあるってこと

ですか。いまの言い方ですと。

**安齋委員長** 吉田（宏）課長。

**吉田（宏）保健福祉課長** すみません、そこまではちょっと確認はしておりませんので、今後確認したいと思います。

**安齋委員長** 平野委員。

**平野委員** すみません、4回目になりますけれども。やはり事務局として、当然事務局が全部やれていうことではないんです。そこまで老人クラブに入ってくださいという取り組みしている以上、そのような想定がくることって想像つくじゃないですか。そこにじゃあ対応できるところがあるのか、できないのであればどこにでも入れますっていう告知なんて、問い合わせきても入るところ残念ながらないですねっていう答えにならざるを得ないですよ。そういうことをしっかり想定した取り組みをしていただきたいです。今後の課題だと思しますので、まとめていただきたいなと課題について。

それと、送迎バスです。いままたまた事例として町内会と話をして、停留場所を変えたっていう事例はあります。泉沢でも一部の停留場所を実際2人のところがあるからお願いして変えていただいたってというのは、その1箇所のみならず数箇所あるんです、町内回っても。

しかしながら、それやり出すと切りがなくて1人・2人、でも本当にいまの現状の停留所まで歩けない人がいるってのが事実で、そういう声って届いていないですか。しかしながら、対応できない、いまは改善した事例一つ教えましたけれども、改善できていない事例は聞いていないですか。

（「議事進行」と呼ぶ声あり）

**安齋委員長** 東出委員。

**東出委員** いま平野委員がそういう柔軟性をもったバス停の移動ということでの議論だと思うんですよ。ただやはり、私思うにはそれは不便はかける利用者もいるかもしれない。

ただ、運転手さんにすると道交法上、他車に迷惑をかける駐停車の場合も私はあると思うんですよ。だから、あえてやはり利用者の利用したい場所も自分の家の近くとかそういうのもあるだろうけれども、やはり両面考えていかなきゃ私はだめだと思うんですよ。駐停車禁止で、そして視界が悪いとかいろんなことがあるので、だからその辺はあなた達答弁するにあたっては、バスの運転手さんにとってここは安全な場所だなど、現地見て安全な場所だな。また反面、ここはちょっと止まったらやばいよという場所もあろうかと思う。

だから、一概に平野委員が質問したことに対して、そのまま考えるんじゃなくて、あなた達は両面で考えていかなきゃだめだと思うので、そこは慎重に質問者に答えを返してあげなきゃならないあなた達は義務あると思うよ。それ十分念頭に置いて、返答してあげていただきたい。

**安齋委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前11時20分

**再開** 午前11時23分

**安齋委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

後藤主査。

**後藤主査** まず、停留所まで歩けないかたとかというご相談は、確かにございます。それで、例えば例を挙げますと停留所から家が遠くて、ただ基本的に医療バスというのは、国道沿いを通過するものですから、ちょっと近くの場所に止めてくれないかとかという話は確かにあるんですけども、ただそれを全て認めてしまうと全ての人達の対応をしなければならぬという部分があるので、その部分は基本的にはその停留所を変更するとかっていう話には、ちょっとなっていない部分があります。ただ、帰りの送迎につきましては、運転手さんのほうで降りやすいところとか家の近くであったりとかそういうところを融通を利かせて、降ろしていただいたりとかっていうやり取りがまずあります。また、歩けないかたにつきましては、結局歩行状態が悪いという部分も確かにあると思うので、例えば医療バスの乗降がちょっと難しかたとかそういうかたも想定されると思うんですけども、そういう部分につきましては、例えば町でやっている社会福祉協議会で委託している移送サービスが対象になるかどうかという部分で、話を包括のほうにして実際対象になって、その移送サービスのほうに移行したというケースはございます。以上です。

**安齋委員長** 平野委員。

**平野委員** そのような声が何件かわかりませんが行っている、しかしながら私も利用者の利便性を考えて、いろいろ町民の声を届けてきましたが、やはり回答としては当然先ほどどなたかも言っていましたけれども、止める場所の安全性だとか、あるいは時刻。

何箇所も止まると当然時刻があるので、ほかの利用者が不便になるっていう観点からもなかなか変えられないでいる。しかしながら、高齢者の一人ひとりを守るっていう日頃から町長の思いから、実際そういう困っている人達を何とか対応しなきゃならないっていうことは、しっかり心の中に留めて、その声をいかに今後それが医療バスなのか違う制度なのかかわかりませんが、担当課には真摯に対応して欲しいなと思いますし、これからも町民の声はどんどん届けていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

**安齋委員長** 私から一つだけちょっと教えてほしいんですけども、バスが止まる場所というのは、何か警察に届けていて、こことこことこことみたいなそういうものを届けた上で決められたものなのか、それとも任意で決めているものなのか、そこら辺わかりますか。

後藤主査。

**後藤主査** ただいまの質問ですが、一応警察のほうから例えば公共交通機関のバス停に直接止めるのはいかがなものかという話はいただいたことがあります。ただ、従来からそこに止めているという事情をまず警察のほうには説明させてもらって、例えばバス停からちょっとずらしたところに止めるような形で、対応したりとかはしているんですけども、実際それが許可があるのかいないのかそういうところまで具体的な話はちょっと進んでいないのが現状です。

**安齋委員長** わかりました。

ほかに質疑ございますか。

竹田委員。

**竹田委員** 3年度からスタートした指定管理、小規模多機能のさくらの関係、ちょっとこの資料を見れば当初予算の指定管理料そのまま決算になっている。ただ、総体の事業費からすれば210何万△、それを6月にいま補正をしているって。これは、補正は例えば6月に補正っていうのは令和4年の補正でなかった。3年度に補正していたかな。

**安齋委員長** その1点だけわかりますか。

後藤主査。

**後藤主査** 令和4年度でございます。資料のほうは令和4年度と記載漏れです。

**安齋委員長** 竹田委員。

**竹田委員** だから、例えば資料の作り見てもやはりきちんと令和4年にその分を補てんしましたよってということ。だから、もう少し小規模多機能に関しての指定管理にしているからには、健全経営になってほしい。そうすれば、町も余分なこれ以上のそれ以上の指定管理料を出さなくてもいいことになるわけだから、だからどこがネックなのか、利用者がいないのかしないのか。それと通所、例えばショートもあるし、その実績がどうだっているのがさっぱりこの資料ではわからない。我々も同じくやはりこの情報を共有する中で、今度こういう部分はさくらを利用させるようにっていうような声かけもできる。やはりそういう部分で、この資料の作りを見てももう少しやはり細かいものに要検討してください。やはり初年度だから私は指定管理、大変重要だと思っています。ですから、このことが毎年のようにこういう繰り返しになれば困るなど思うものですから、やはり担当としてもその辺含めて、十分事業を進める上で検討含めてよろしくお願ひしたいなと思っています。

**安齋委員長** 要望ということで。

ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**安齋委員長** ないようなので、次の担当の審査に入りますので、説明をお願いいたします。

後藤主査。

**後藤主査** 介護保険特別会計、歳出から説明させていただきます。

決算書は、18ページ・19ページをお開き願います。

1款 総務費 決算額は、3,095万8,261円となっております。

これは主に、人件費と事務費となっております。

内容につきましては、前年同様となっております。

介護認定審査会の状況につきましては、資料番号10、説明資料の124ページから125ページをご参照願います。

決算書は、24ページ・25ページをお開き願います。

2款 保険給付費 決算額は、6億4,543万7,084円となっております。

説明資料の115ページをお開き願います。

なお、主な内容を説明させていただきます。主に、令和4年3月末の状況を説明させていただきます。

(1) 介護保険事業運営状況について。①では、第1号被保険者数の3年間の推移を記載しております。令和4年3月末では1,936人となっております、徐々に減少しております。

③は要介護認定者数です。令和4年3月末では計466名、第1号被保険者の約24%が介護の認定を受けております。

資料番号の116ページをお開き願います。2段目、⑥サービス受給者数についてですが、令和4年3月末では居宅介護サービス受給者 210名のかたが在宅で介護サービスを受けており、認定者の約58%となっております。

地域密着型サービスにつきましては、グループホーム杉の木・小規模多機能型さくらな

どを利用されているかたで、町外も含め68名のかたがサービスを利用されております。

施設介護サービスについてですが計82名で、介護老人福祉施設が65名、介護老人保健施設が7名、介護医療院が10名となっております。

右端のサービス受給者の計360名のかたが介護サービスを利用されております。

前のページで認定者466人のうち、約77%のかたがサービスを利用している状況でございます。

次に⑧、町内施設の入所状況ですが、令和4年3月末では、いさりびの入所者が町内53名、町外20名、あわせて73名となっております。

杉の木は、2ユニットで18名定員、令和4年3月末の入居者は町内13名、町外5名、あわせて18名で、現在満床となっております。

説明資料の117ページをお開き願います。

⑨介護給付費支払状況ですが、計6億6,515万7,000円で、前年から4,648万円ほど増加しておりますが、ウの令和3年度では、合計6億4,541万8,000円で、前年から1,973万円ほど減少しております。

説明資料の118ページをお開き願います。

⑩主なサービス別支給状況ですが、左から令和3年度の実績件数、金額、計画数には第8期計画の1年目の計画数、次に対計画比を記載しております。

総合事業ですが、訪問型・通所型あわせて481名のかたが利用されております。訪問サービスにつきましては、対計画比で34万円ほどマイナスとなっており、介護予防サービスの通所リハは対計画比で51万円ほどプラスとなっております。

3段目の居宅サービスでは、訪問介護・通所リハ・短期入所生活介護が計画値まで伸びていない状況で、逆に訪問看護・通所介護ではそれぞれ対計画比では、1,613万4,000円から761万円ほど実績が上回っております。

下段の施設では、特別養護老人ホームが約994万1,000円程計画より下回っており、介護老人保健施設が約547万6,000円ほど計画値より少なくなっております。

介護医療院は、対計画比では1,077万9,000円程計画値より実績が上回っておりますが、前年実績に比べ174万7,000円ほどマイナスとなっております。

次に、決算書24ページ・25ページに戻りまして、2項・1目 高額介護サービス費 決算額は2,123万2,029円、3項・1目 審査支払手数料 決算額は48万7,960円、これは国保連合会への審査支払手数料として、前年同様の支出となっております。

続いて、地域支援事業費につきましては、西村主査より説明いたします。

**安齋委員長** 西村主査。

**西村主査** 続いて、地域支援事業の主な内容を説明いたします。

決算書は、26ページをお開き願います。

3款 地域支援事業費、1項 地域支援事業費、1目 介護予防・生活支援サービス事業費は、2,005万7,722円支出しています。

主なものとしましては、人件費と介護予防にかかる費用となっております。

続きまして28ページ、18節 負担金補助及び交付金です。

訪問介護相当サービス費 528万3,879円、通所介護相当サービス費 404万5,620円を支出しています。

資料番号10の126ページをお開き願います。

1. 介護予防事業、(1) 介護予防、生活支援サービス事業です。

令和3度は訪問型サービスで314人、通所型サービスで167人の利用となっております。

次に、(2) 一般介護予防事業、①介護予防把握事業につきましては、介護相談等を通じて包括支援センター職員で、状況確認のため訪問をしております。

②通所介護予防事業です。

運動を楽しむ会につきましては、自主サークルとして16名のかたが参加登録をして実施しております。

生きがい教室は閉じこもり予防、仲間作りを目的に開催しています。

また、30年度から頭のトレーニングや指先の運動を目的にマーじゃん教室を開催しておりますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止しておりましたが、令和3年度につきましては月1回の開催と人数を減らして実施しております。16名の参加の中、9名が男性参加者であり、男性の活動や交流機会の場となっております。

(3) 一般高齢者施策、①介護予防普及啓発事業です。

緊急事態宣言や感染症拡大防止のため実施ができなかったり、感染状況を見ながらの開催となっております。認知症カフェについては、認知症の介護をしている家族だったり、地域住民のかたどなたでも参加し、集う場所として情報交換や交流を図って、認知症についての理解ある地域作りのための開催をしております。毎回15名程度のかたが参加されております。

次に、資料番号10の127ページをお開き願います。

開催支援です。生活支援体制整備事業を社協に委託し、地域のかたが交流を目的に集まるサロンの開催を行っておりますが、コロナウイルス感染拡大防止のため、予定していた開催を中止したりしている状況です。町内の各地区で開催できるように進めて、今後もいきたいと思っております。

次に、②地域介護予防活動支援事業。ふれあい農園は5月から11月にかけて、老人クラブ連合会により、ジャガイモ、ダイコン等の栽培をしております。令和3年度より鶴岡地区での芋植え、大根植えを実施しております。昨年令和3年度については、永盛・木古内保育園の園児のかたにも24名参加していただきました。

決算書のほうに戻りまして28ページ、2目 包括的支援事業・任意事業費は、1,709万4,719円支出しています。

主なものとしましては、人件費と包括的支援等にかかる費用となっております。

次に127ページの1. 包括支援事業、(1) 介護予防ケアマネジメント業務です。

予防給付ケアプランの作成を行って、要支援1、要支援2をあわせまして、令和3年度は計526件の作成をしております。ケア会議、総合相談・支援業務につきましては、昨年同様となっております。以上で、後藤のほうからまた説明があります。

**安齋委員長** 後藤主査。

**後藤主査** 決算書の28ページ・29ページをお開き願います。

家族介護用品支給事業につきましては、令和3年度は7名の利用者で、決算額は40万円となっております。

続いて、公債費から説明いたします。

決算書32ページ・33ページ、4款 公債費については支出はありませんでした。

決算書34ページ・35ページ、5款 諸支出金につきましては、決算額 559万1,285円、これは第1号被保険者保険料還付金が5万1,200円、国庫支出金等過年度分返還金が554万85円となっております。

歳出の合計は、7億2,626万9,267円となっております。

以上で、歳出の説明を終わります。

続いて、歳入を説明させていただきます。

決算書は、8ページ・9ページをお開き願います。

なお、主な内容を説明させていただきます。

1款 保険料、1項 介護保険料、1目 第1号被保険者保険料 決算額は1億1,118万5,500円となっております。

説明資料の119ページをお開き願います。

①保険料収納状況、ア、現年度分では令和3年度の所得段階ごとの状況を記載しております。決算額計 1億1,118万5,500円、収入未済額は42万6,700円、収納率は99.6%でございます。

3段目は、参考として令和2年度の収納状況を記載しております。

次に、イ、滞納繰越分保険料ですが、調定額 291万9,700円、収納額が53万2,900円、不納欠損額が66万6,600円、未納額は172万200円、収納率18.3%となっております。

説明資料の122ページ・123ページにつきましては、滞納状況と不納欠損処分一覧となっております。

保険料の収納状況につきましては、以上でございます。

次に、決算書8ページから9ページに戻りまして、2款 分担金及び負担金から決算書14ページから15ページ、9款 諸収入、3項 雑入、2目 返納金までは前年同様の内容となっております。3項 雑入につきましては、令和3年度は雇用保険繰替金で7,602円が歳入されております。

歳入全体の決算額は、7億8,587万9,639円となっております。

次に、説明資料の120ページをお開き願います。

決算についてまとめております。

最初に歳入では、介護保険料や国庫支出金、繰入金、繰越金を含め、合計①で7億8,587万9,639円、次に歳出では、総務費は人件費と事務費で、保険給付費は居宅や施設の保険者負担分や高額介護サービス費、地域支援事業は介護予防・包括的支援事業費で、合計②で7億2,626万9,267円となっております。

説明資料121ページをお開き願います。

歳入歳出の差引きAは、歳入合計①から歳出合計②を差し引いた、5,961万372円が翌年度に繰り越す額となります。

B・C・Dで、令和4年度中に国庫負担金・道費負担金・支払基金の返還があります。

実質収支は（ア）で、2,895万1,000円となっております。

単年度収支としましては、（ア）の実質収支差引額 2,895万1,000円から前のページの（イ）繰越金の2,307万1,000円を差し引き、単年度収支は588万円のプラスとなっております。以上でございます。



**安齋委員長** 説明が終わりました。

質疑を受けます。

東出委員。

**東出委員** 3番 東出です。

説明資料の122ページ、不納欠損額が今年度66万6,000円、間違いないですよ。それで、8番・12番・18番・25番、この方達は死亡しているんですよ。これは、いつ亡くなったか私は存じませんが、どうして不納欠損の中で、死亡して不納欠損にできなかったのか。まずそ一つ。

それから、所在不明っていうところが5番・6番・22番とかもあるんですよ。所在不明の人は、だいたいそっくりあれなんです。不納欠損に落としていっているんですよ。

それと、督促の部分であるんですけども、督促をしながらいくらもらっているのかもっていないかわからないんですけども、スポンと落としてしまっている人もおるし、不納額全体の中からいくらだけ不納欠損に落としているのもあるんですけども、この辺どうもどういう形で不納欠損にしたのか、監査委員との協議の中のいろんなことあるかと思うけれども、その辺についてお伺いしたいと思います。

それから次、決算書27ページ報償費、当初予定額 9万、支出済額 6万、不用額として3万計上しているんですけども、これはふれあい農園のまず指導員っていうのは、どうかたなのかまずお伺いしたいと思います。それから、なぜ3万円を9万のものを6万にしたのか、その減額した理由。

それと29ページ、ふれあい農園の備品購入費、当初15万見ておりました。支出額ゼロ、不用額15万、なんでこうなったのかについて説明を求めます。

**安齋委員長** 3点、出ました。

西村主査。

**西村主査** まず私のほうから、ふれあい農園のほうの関係であわせて説明いたします。

まず、老人クラブの指導員報酬ということなんですけれども、指導員のかたに関してはクラブの会長、副会長、農地を貸していただいている鶴岡地区のかたと鶴岡で農業を営んでいるかたで、4名ほどが草取りだとか畑のちょっとした管理だとかをしていただいて、主に2名のかたなんですけれども、そういった部分での指導員報酬という形です。

もう一つの3万円につきましては、それ以外で介護予防の事業のほうで、例えば講師を依頼して講師に来ていただいて、例えば運動の教室だとかを行う場合に支出する部分という形になっております。

それから、備品の購入の部分だったんですけども、当初物置があったほうがいいということで、クワであったり芋を収穫する時のバケツだとか、いま保健福祉課のほうで管理をしているんですけども、そういった部分で物置を設置できないかというお話がありました。ただ、実際に畑のところにおいておくっていうのもちょっと状況としてはどうかという部分と、あとバケツであったりクワのほうはそれほどの量ではないので、そこまで購入しなくてもいいんじゃないかという話になりました。本来であればその部分を使わないということがわかった時点で、減額すればよかったんですけどもちょっとそこが抜けていたという状況がまずありました。ふれあい農園の関係については、私のほうから以上です。

**安齋委員長** 後藤主査。

**後藤主査** まず不納欠損の状況についてですが、介護保険料自体は2年で時効ということで定められておまして、その支払いが滞ってから2年が経過した分については、不納欠損処分という形で処理をしているところでございます。それで、死亡したかたに関しましても最終支払日から2年経過した部分については、支払い義務がなくなるという形になりますので、2年を経過した時点で不納欠損処分の処理をした次第でございます。以上でございます。

**安齋委員長** 東出委員。

**東出委員** まずそうしたら、ふれあい農園の芋を植えました。大根も植えました。この間、町政広報かなにか入ってきたのも私、見させてもらいました。子どもさんとそれからいろいろな人達が写真に写っていたのを見たんですけども、それは和気あいあいと楽しくその日一日過ごしたんだろうなという部分では私も評価するんですけども、いいですか。

それじゃあ、報償費ですよ。クラブの会長、副会長、それから草取りだとかなんとかでお手伝いしてくれた人達4名くらいと言ったんですけども、その前に指導員の報酬って書いている。そうでしょう。だから、指導員っていうのは例えば指導員となれば農協普及所だとかいろんな種屋さんが来てやって教えていく人達を私は指導員だと思うんですけども、これ4人っていうのは指導員じゃなくて、貸してくれた人達でしょう。だから、そういう表現っていうのは私はどうなのかなって思う。

それと次は、オールボランティアであってもなんであってもいいんですけども、肥料、農薬、種芋、大根の種、これどうしているんですか。どこから支出しているんですか。そうでしょう。勝手におがってくるわけじゃないんですよ。その辺もうちょっとせつかくこうやって書いてきてくれているんだから、我々が見ても「そうだね、一目瞭然わかるよね」ってなんなきゃだめでしょう。

それと、不納欠損で私大変勉強不足で申し訳なかったんですけども、介護保険料2年で時効ということになっていくと亡くなったかた4人だか5人いるんですけども、何年に亡くなったかって一人ずつ聞く気はないけれども、どうも不納欠損の仕方っていうのは、いまの説明だけじゃわからないんですよ。まだ例えば8番・12番・18番・25番のかたは、死亡した中でも25番の人、滞納額が7万8,700円あって、そして1万2,000円をまず先に落としたのかな。だから、どうもその辺あなた達の督促の出し方だとかなんとかっていうのは、ここは監査委員とのきちんと協議されてこういう形をとってきていると思うんですけども、この数字を見ると毎年毎年相当な金額を不納欠損に落としていかなきゃならなくなるんですけども、次年度以降はそうやって不納欠損額がどんどんどんどん増えていくというふうに理解していいんだろうか。

**安齋委員長** 副町長。

**羽沢副町長** 介護保険料の不納欠損のまず考え方について、もう一度ご説明いたします。

先ほど主査が申しあげましたように、介護保険法で時効は2年というふうに定められております。時効を迎えたものについては、もう徴収権がございませんので、保険料として徴収することができませんので、このように不納欠損として処分をしております。

時効なんですけれども、時効を中断できるというのが督促、若しくは分納した場合、そこからまた2年という形なものですから、例えばこのように所在不明のかたですともう分納とかありませんので、発布した時から2年経てば自動的にもう時効を迎えて、そのあとご

本人が現れたとしても収納するわけにもいかないというのがルール上になりますので、それで2年経ったものについては、もう機械的にこのように不納欠損処分として落としております。金額が増えていくかということですが、この122ページの表を見ていただければ、次に主に不納欠損処分として出てくるのがこの平成31年度の金額が時効として次にこの滞納額のところで、これがどんだん令和2年度・令和3年度という形で、1年1年時効でだいたい主なものとして金額が出てきますので、年々年々増えていくわけではなくて、その1年間の滞納の状況がこのような形になっておりますので、90万前後なのか、次が50万、また40万というような形で、だいたい不納欠損処分として今後、皆様方のほうに提示されていく形となります。以上でございます。

**安齋委員長** 西村主査。

**西村主査** ふれあい農園の関係です。

指導員という名称につきましては、ちょっと私のほうも勉強不足と言いますか課のほうでどういう名称がいいのかという部分、実際に管理をしていただいたりという先頭を切ってももちろん指導もしていただいているかたもいらっしゃいますので、その辺りも含めてちょっと検討させていただきたいと思います。

あと、農薬であったり肥料、種芋に関しましては、需用費の中でふれあい農園の物品の部分で、金額のほうをとっております。その中から支出をしている状況です。以上です。

**安齋委員長** 東出委員。

**東出委員** 次年度にそうしたら向けて、講師謝金じゃなくて指導員じゃなくて、ここの文言は協力してくれた人、何人か積極的に協力してくれた人がいるんだ。私自身はわかっているんだ。であれば私はここで3万円の不用額を出したっていうのは、私これはどうなのかなと思う。指導員であればなおさら減額するっていうのはあれだよ、指導員に対して失礼なことなんだよ。そうでしょう。だからそうじゃなくてもし9万予算を組んだなら、そこをいろいろと考えた中でコロナの中で大変な中で、子ども達のために一生懸命やっているんだ。今度はここはきちんと満額出してあげるようなことも考えてあげるべきじゃないですか。この部分については、ことはこれでやめておきます。よく考えて来年度は執行していただきたいということを要望してこれは終わります。

**安齋委員長** 皆さんにお諮りいたしますが、このセクションに関しての質問はまだありますか。

それでは、このあとの質疑のほうもまだ控えているようですし、そのほかの審査しなければならない事項もまだ残っております。なので、1時まで休憩ということにいたします。

よろしく願いいたします。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後12時03分

**再開** 午後 1時00分

**安齋委員長** 定刻になりました。

休憩を解き、会議を再開いたします。

午前に引き続き、保健福祉課の審査、質疑、答弁を再開いたします。

質疑をお受けいたします。

廣瀬委員。

**廣瀬委員** 廣瀬です。

先ほどすいません。説明の前に質問を行ってしまいまして、申し訳なかったです。

決算資料29ページの下のほうの家族介護用品支給事業ということで、40万計上になっております。これは7名対象者ということで、予算書によれば75万の予算ということで、だいたい的人数把握をされての予算立てだと思っていたんです。この7名っていうのは、要綱を見れば月額6,250円ということで、7名全て年間例えば使用しての金額という形なんですか。

月単位じゃなくても年間とおして7名は申請という形で。

**安齋委員長** 後藤主査。

**後藤主査** おむつの申請につきましては3月と9月、2回基準日を設けていまして、そこでいままでも利用していたかたも随時また新たに申請していただくような形を取っています。

その理由としましては、利用要件で非課税世帯であること、要介護4・5であることということになりますので、例えば認定を受けて更新された場合に4だった人が3に落ちる可能性とかあったりするじゃないですか。そういう部分も含めて、7名というのがけっきょく令和3年・令和4年の3月現在の人数が7名ということなので、年間とおして上限はあつての人数になります。以上です。

**安齋委員長** 廣瀬委員。

**廣瀬委員** いろいろ審査基準あつて流動的な人数という形になると思うんです。ただ、私が思うにこの7名というのが非常に少ない部分を感じているってということで、この要綱にもあります対象者が家族の基準が木古内町に在住ということで、どうしてもなっていると思うんです。

ただこれ平成12年にできた施策で、それから年数結構経っていると思うんです。いまの実態というのがどうしても家族のかたがこちらに仕事がなく、北斗・函館に行って世帯を持っていると。親が介護が必要になったためにこちらに来て介護しているという実情もあると思うんです。だから、いまの実情を踏まえ考慮して、ここはそういう介護をやっている家族に対して支給するっていう大変良い政策だと思っているので、ただどうしても居住が住所がここになければならないという縛りがあるがために制度を受けられないというのがあるのかなと思っていますので、その辺は課長含めて町長もいますので、なんとかその辺は考えてほしいなと一応要望になってしまうんですけども、お願いします。終わります。

**安齋委員長** ほか。

竹田委員。

**竹田委員** 先ほど午前中に話題になった不納欠損の関係ですけれども、介護保険法からすれば2年で執行するっていう一つの仕組みです。担当とすればこの時効の中断含めて、どのような努力をしているか。

**安齋委員長** 後藤主査。

**後藤主査** 時効の内容につきましては、期別によって督促状は必ず出してしております。重ねて滞納通知書としまして、令和3年度は2回ほどなんですけれども、過年度分の滞納者につきましては、全額記載をして滞納通知書という形で、改めて滞納者に通知をしてしております。

あと滞納者につきましては、随時電話等訪問等をさせていただいて、滞納についての説明を随時しているところではございますが、連絡の付かなかったところだったりとか、通知書の届かないところであったりとか、そういう対象者につきましては通知書に頼っているところであるんですけども、そのような形で対応はしているところです。

**安齋委員長** 竹田委員。

**竹田委員** いろいろ担当とすれば努力しているっていうことではあるんですけども、例えば住所不明だとか例えば死亡、いろんなケースがあると。例えば同じ死亡でも家族がいる場合、一人暮らしの場合だとかいろんなケースがあると思います。ただ、自分も現職の時やはり介護の担当をしていた時、いかに時効の中断するかって。とにかく徴収に行ったら100円でもいいからもらって来いと。そのことによって時効の中断がそこでつながるわけだ。

そういうやはり努力もこれからはすべきなのかなと。そうでなければ2年間経ったら自動的にもう時効、時効で、悪意に考えれば2年間放置するっていう考えにも成りかねないものだから、やはりその辺の努力っていうかいろんな工夫、知恵を出しながらやはり徴収に向けて努力してもらいたいっていうことを要望して終わります。

**安齋委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後1時09分

**再開** 午後1時10分

**安齋委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**安齋委員長** なければ、次の担当の所管ということで、西村主査。

**西村主査** それでは、介護サービス事業特別会計のほうのご説明をいたします。

介護サービス事業特別会計の歳出です。

歳出は、決算書介護サの12ページをお開き願います。

1款 総務費 歳出合計 決算額 239万6,760円となっております。前年と同様となっております。

次に歳入は、決算書介護サの8ページをお開き願います。

1款 サービス収入 歳入合計 決算額 239万6,760円で、歳入歳出同額となっております。

以上でございます。

**安齋委員長** 説明が終わりました。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**安齋委員長** ないようなので、保健福祉課の所管についてはこれで審査を終わります。

保健福祉課の皆さん、お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後1時11分**

**再開 午後1時15分**

## **(2) 税務課**

**安齋委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

税務課の皆さん、本日はご苦労様です。

それでは、税務課所管の決算について、審査をはじめます。

最初に福井（弘）課長から概要があれば説明ください。

**福井(弘)課長** とくにございませぬので、担当主査のほうからお願いいたします。

**安齋委員長** それでは、担当の山下主査、よろしくお願ひいたします。

**山下主査** 税務課税務グループの山下です。

私のほうからは税務課所管分としまして、出納業務や個人町民税などに係る一般会計分と国保税に係る国保会計分がございませぬので、ご説明させていただきます。

それでは、一般会計のほうからご説明させていただきますので、出納業務に係る歳出からご説明させていただきます。

決算書は50ページ・51ページになりますので、お開きください。

出納業務に係る支出としまして、2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、11節 役務費中、上から4段目の振替（変更）手数料としまして、前年度と比較しますと300万円ほど増の331万248円支出してあります。

これは、支出処理に伴う各種手数料、主に振込手数料になりますが、その取扱いが令和3年度から変わりました、公的機関であっても一般利用者と同額の手数料に引き上げられたことによるものとなっております。

続きまして、決算書66ページ・67ページをお開きください。

税に係る支出となります。

2款 総務費、2項 徴税費、1目 税務総務費で、予算額 373万6,000円に対しまして、決算額 288万2,678円となっております。

11節の報酬から13節 使用料及び賃借料の支出では、例年と同様の支出内容となっておりますが、18節 負担金補助及び交付金につきましては、不用額が全体で66万円ほど出てあります。

こちらの不用額につきましては、納税組合の解散などによりまして補助金の交付額が減ったことによるものとなっております。

次に、2目 賦課徴収費になります。

予算額 542万9,000円に対しまして、決算額 498万6,110円となっております。

8節 旅費につきましては、徴収事務についての研修旅費を計上してはありますが、研修対象者がいなかったために予算の執行はありませんでした。

10節 需用費、11節 役務費につきましては、督促状などの印刷製本費やコンビニ収納に係る手数料などとなっております、例年と同様の支出となっております。

12節 委託料につきましては、令和3年度で増えたものとして、これまで紙媒体で管理している土地台帳が経年劣化による傷みも著しいことから土地台帳をデータ化するた

めに、土地台帳システム導入業務委託料 140万8,000円、またその一つ下になりますが、法務局からの固定資産の異動情報を電子データで連携するため、固定資産税システム法務局連携導入業務委託料 47万3,000円を支出しております。

18節 負担金補助及び交付金は、環境性能割徴収取扱交付金として北海道へ納付する負担金 2万2,875円を支出しております。

続きまして、決算書162ページ・163ページになりますのでお開きください。

13款 諸支出金、1項 還付金、1目 過誤納還付金、22節 償還金利息及び割引料 町税等還付金 194万5,111円のうち税務所管分は、一番上の黒丸のところになりますが、法人町民税還付金から軽自動車税還付金まで記載のとおりとなっております、合計で124万7,165円となっております。

歳出は以上となっておりますので、引き続き歳入のほうに入ってよろしいでしょうか。  
**安齋委員長** お願いします。

山下主査。

**山下主査** それでは、歳入についてご説明いたします。

決算書は12ページ・13ページとなりますが、こちらの決算書に記載している税務課所管分の歳入に関しましては、資料番号10の決算資料のほうに記載しておりますので、こちらの資料にてご説明させていただきます。

それでは、税務課分は資料の80ページになりますのでお開きください。

こちらは、令和3年度町税等収納状況一覧表になります。

このうち、個人町民税から入湯税までが一般会計で歳入となる税目となっております。

税目ごとの予算額、調定額は記載のとおりとなっておりますので、主に収入額及び収納率について、税目ごとの計の欄にてご説明させていただきます。

まずは、個人町民税ですが、収入額は1億3,732万5,252円、不納欠損額は38万4,569円、収納率は93%となっております。

次に法人町民税ですが、収入額は2,912万2,000円、収納率は100%です。

続いて、固定資産税です。

収入額は2億5,647万3,359円、不納欠損額 117万円、収納率は94.8%となっております。

続いて、国有資産所在市町村交付金につきましては、収入額は756万7,000円、収納率は100%となっております。

次に、軽自動車税環境性能割です。

収入額は、登録車38台分の68万300円、収納率は100%となっております。

続いて、軽自動車税種別割になります。収入額は1,027万4,600円、不納欠損額 4万7,700円、納率は97.5%となっております。

次に町たばこ税ですが、収入額は4,391万4,634円と収納率は100%です。

続いて、入湯税です。

収入額は92万4,000円となっております、収納率は100%です。

一般会計に係る税の計としましては、①の一般税計の欄になりますが、調定額は5億1,075万2,696円、収入額は4億8,628万1,145円、不納欠損額は160万2,269円、収納率は対前年度比0.4%向上しまして、95.2%となっております。

1款の町税につきましては、以上です。

決算書のほうに戻りまして、18ページ・19ページになりますのでお開きください。

13款 使用料及び手数料、2項 手数料、1目 総務手数料のうち、上から四つ目の税務証明手数料になりますが、所得証明書などの交付手数料で、収入額 18万1,500円、その下の町税督促手数料の収入額は、1万9,900円となっております。

次に、決算書は30ページ・31ページになりますのでお開きください。

15款 道支出金、3項 道委託金、1目 総務費委託金、2節 徴税費委託金につきましては、町道民税の納税義務者数に一定率乗じて交付される道民税徴収取扱費としまして、561万3,786円収入しております。

続きまして、決算書は36ページ・37ページをお開きください。

20款 諸収入、1項 延滞金加算金及び過料、1目・1節 延滞金につきましては、64万9,362円、2目・1節 過料は、収入がありませんでした。

次に、決算書は38ページ・39ページになります。

5項・1目・3節 雑入の税務課所管分ですが、上から三つ目の黒丸になります。

土地精通者意見価格調書作成手数料としまして、1万2,350円収入しております。

こちらにつきましては、税務署から町内の土地の評価額等について照会された19件分の調査の回答に対する収入となっております。

以上で、一般会計の歳入の説明を終わらせていただきますが、引き続き国保特別会計の税務課所管分について入ってもよろしいでしょうか。

**安齋委員長** お願いいたします。

山下主査。

**山下主査** それでは、国民健康保険特別会計、税務課所管分について歳出からご説明いたします。

国保特別会計の決算書、20ページ・21ページになりますのでお開きください。

1款 総務費、2項 徴税費、1目 賦課徴収費 予算額 453万7,000円、決算額は426万7,969円となっております。

この中で12節 委託料になりますが、令和3年度で増えたものとして、個人所得課税の見直しに伴う国保税システム改修委託料 121万円を支出しております。

ほか8節 旅費から11節 役務費、18節 負担金補助及び交付金につきましては、賦課徴収に関する消耗品、郵便料、渡島・檜山地方税滞納整理機構負担金と例年同様の支出内容となっております。

次に、2目 納税奨励費になります。

予算額 13万7,000円、決算額 13万2,000円となっております、国保税に関するパンフレットの購入費用で、前年同様の支出となっております。

続きまして、決算書40ページ・41ページとなりますのでお開きください。

9款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、1目 一般被保険者保険税還付金、22節 償還金利子及び割引料は7,200円、2目 退職被保険者等保険税還付金につきましては支出がありませんでした。

歳出の説明は以上となっておりますので、歳入のほうに入ってもよろしいでしょうか。

**安齋委員長** お願いします。

山下主査。



**山下主査** 歳入についてご説明いたします。

決算書は8ページ・9ページになりますが、こちらにつきましても一般会計同様、先ほどの資料にて説明させていただきます。

それでは、資料番号10の決算資料80ページをお開きください。

国保税につきましては、①の一般税計の下から記載しておりますが、国保税一般、退職、そして国保税の全体の計を記載しております。

②の国保税計の欄でご説明させていただきますが、調定額は1億2,238万6,559円、収入額は9,099万2,867円、不納欠損額は148万3,611円、収納率は74.3%となっております。

国保税を含む現年課税分、滞納繰越分をあわせました町税全体の収納状況は、④の合計になりますが、調定額、収入額は記載のとおりとなっております、収納率は91.2%で、前年度と比較しますと1.0%向上しているところです。

また、資料の次のページ81ページには、過去の収納状況としまして収納率の推移を参考までに載せております。

また、次のページ82ページの上段には、納付方法別の収納一覧となっております。

税目ごとですと、個人町民税では給与や年金からの特別徴収があわせると77.9%、固定資産税と国民健康保険税では、ゆうちょ銀行などの金融機関窓口や役場窓口での納付がそれぞれ40.1%、31.1%と多く、軽自動車税ではコンビニやスマホアプリを利用して納付される割合が多くなっておりまして、32.7%となっております。

同じく82ページの下段には、滞納整理機構の収納状況を、次のページ83ページには、不納欠損処分について理由別ごとに掲載したものとなっておりますので、後ほどご参照願います。

1款 国民健康保険税については、以上となります。

決算書に戻りまして、10ページ・11ページをお開きください。

一番上の科目になりますが、2款 使用料及び手数料、1項 手数料、1目 督促手数料、1節 保険税督促手数料は、2万300円収納しております。

次のページ、12ページ・13ページになります。

8款 諸収入、1項 延滞金加算金及び過料、1目 延滞金、1節 一般被保険者延滞金は、211万6,473円となっております、2節 退職被保険者等延滞金につきましては、収入はありませんでした。

続いて、次のページ14ページ・15ページをお開きください。

一番下になりますが、2項・5目・1節 雑入です。

渡島・檜山地方税滞納整理機構の過年度精算還付金 15万2,149円となっております。

これは、滞納整理機構の決算で余剰金が生じた分を翌年度に各町に案分し還付されるものとなっております。

国保会計における税に関する収入は以上となっております。ご審議、よろしく願います。

**安齋委員長** 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

平野委員。

**平野委員** 平野です。

一般会計のほうでいま山下主査の説明の中で、67ページの総務費の18節 負担金補助及び交付金の中の説明で、納税貯蓄組合の補助金が当初予算から半分6割程度になったのが、納税組合の解散によるものだという説明だったんですけども、その内容をもう少し詳しく、現状の木古内町の納税組合の状況を解散した部分がどういうあれなのかも含めて聞かせてください。

**安齋委員長** 福井（弘）課長。

**福井（弘）税務課長** それでは、納税組合の実態についてご説明させていただきます。

令和3年度解散したところは五つの組合となっておりまして、港、大谷地、花園、札苧、第一、新道となっております。

納税組合につきましては、これまで大変多くのかたに入らせていただいておりますが、ただ担っている団体の方々が高齢となっております。そういう部分もございまして、徴収に歩いているかたがどうしてもできないというところで、解散というところが少しずつ多くはなってきてございます。ただ、納税組合が解散になった時もこちらのほうで税務課のほうでは、その組合の組合員に個別に通知等をさせていただきます。今後の納付方法につきましても、個別にサポートさせて納付漏れがないような形で、対応させていただいているところでございます。

**安齋委員長** 平野委員。

**平野委員** 今年度解散したのは五つということですが、現状じゃあいくつのあれが残っているのかが一つ目。

そして、これまで納税に対して組合さんがあることによって、これまで多くの納税に対する効果があったということは理解するんですけども、現状例えば北海道全部となるとちょっと広いので、道南だけを見ても納税組合が残っている自治体ってわずかだと思っておりますけれども、そのような道南の状況ですとか、はたしてこの補助金を払って、はたして費用対効果としてこの納税組合が収納に対する効果をどこまでいま上げているのかって分析までされていますでしょうか。

**安齋委員長** 福井（弘）課長。

**福井（弘）税務課長** まず、令和4年度の4月段階で納税組合の組合数は、17組織となっております。

渡島管内の納税組合が残っています町村につきましては、松前町、北斗市、木古内、函館の4自治体の形となっております。

あとは、納税組合の効果でございますけれども、先ほどの説明資料のほうにも82ページですか、納付別の方法収納一覧がございまして、こちらの件数につきましても全体をとおしますと3,200件ほど、構成率ですと12%ほどでございます。こちらにつきましてもやはりこれだけの件数、あとは割合もございまして、こちらの効果っていうのは大変あるものと認識してございます。

ただ一方で、先ほども説明したとおり、やはり解散するところは少なからず出てはきておりますので、解散する際には先ほども言ったとおり、サポートをさせていただきながら、またあと新たな収納方法ということで平成31年ですか、コンビニ収納もはじめてございまして、令和5年4月からは全国統一のQRコード決済による全国の金融機関で支払えるような納付書にも変更になっていきますので、少しずつ納税組合が減ったとしても収納率をカ

バーできるような取り組みは前向きに進めているところでございます。以上です。

**安齋委員長** 平野委員。

**平野委員** 道南で既にもう四つの自治体しかないということで、既に納税組合の役割はある程度もう終わったのではないのかなど。課長が先ほど言うように、今後それらを賄っていただいた方々も高齢で、いずれなくなっていくかざるを得ない状況になると思うんです。

かといっていま言ったコンビニ収納でしたり、スマホ決済をできる人が納税組合に納めているのかというと、そうではないと思うんです。じゃあこの12%がそのままの人達が組合がなくなったら困るのかと言ってもまたそれもそうじゃないと思うんです。ですので、今後いま既に五つが解散して、次年度以降もどんどん解散になっていくことを考えたら、いま払われている12%の方々がしっかりと納税していただくために何をすればいいのかっていうことをしっかり研究して、私は早めに自ら納税組合を解散するのではなく、町が解散していただいて我々がその後しっかり引き受けますっていうことをほかの自治体やっているわけですから、取り組んだほうが良いと思うんですけれども、その見解も含めてもう一度お願いします。

**安齋委員長** 福井（弘）課長。

**福井（弘）税務課長** 納税組合の部分でございますけれども、平野委員が言われるとおり、納税組合が全部解散した場合にはコンビニ収納とかに移行するという事は、たぶんなかろうかと思っております。やはり高齢のかたが多いですし、なかなか支払いに出歩くといいものなかなか難しい中で、納税組合の役割としましては、徴収に歩いていただいている組合さんもございますので、やはり将来的にはもし解散する場合は、口座引落等のできる限り負担がかからないような形で、ご案内をさせていただくような形になろうかと思っております。

また、町が率先して納税組合のほうの解散の検討という部分では、いま現在はまだ17組織ございまして、納税者にしますと300人ぐらいは納税組合の組合員としてございますので、いますぐではないにしろ、将来的に検討する時期がこれから組合数が減ってきた時にはあろうかとは思いますが、そこに向けて本当の効果という部分も再度検証していきたいと思っております。

**安齋委員長** 平野委員。

**平野委員** 現状の福井（弘）課長の考えはよくわかりました。しかしながら、町内を見渡してもこれ様々なことに言えるんですけれども、例えば前段の課で保健福祉課の老人クラブでしたり、様々な活動や納税組合もそうですけれども、地域によって差があるっていうことは、できるだけ私は解消すべきだと思っていて、その地区によって町のやられているサービスが変わるっていうことはないほうが良いと思うので、あるならある、ないならない、全町一体のやり方に取り組むべきだと思っているっていうことだけ申し添えておきます。

**安齋委員長** ほかに質疑ございますか。

竹田委員。

**竹田委員** 町税については、町の大変重要な財源であります。交付税と匹敵する部分だと思っております。この資料を見ても収納率が98.8%になっている。やはり職員の努力もこの中にあるのかなっていうふうに思います。監査委員さんの所見の中でも年次の中で、町税

の一覧等出ている。当然、町の人口、世帯も減っているっていうその人口減の割合っていうか世帯割合と町税の減になっている何千万単位で毎年のように総体的な部分から見れば減額になっていますよね。落ちている。その辺の推移っていうのはどう税務の担当として、人口と対比したあれが妥当だっていうふうに見ているのか、前いろんな税のいろんな課税の対象者も異なるから、一概には人数掛けるいくらっていうわけにはいかないと思うんだけど、どう分析しているのか、またしていないのかっていうのをこれからこの調子で例えば税収が人口の減少はだいたいこのまま横ばいの的に続くと思うんです。そうすればそれに見合った税収も落ちてくるって。将来のやはり木古内町の財政をどう設計っていうかあれするかっていう意味で、これ大変私は大事なところだなと思っています。ですから、担当としてどのような分析っていうか評価っていうか、しているのかどうなのかっていうのだけ確認します。

**安齋委員長** 福井（弘）課長。

**福井（弘）税務課長** 竹田委員のご質問でございますが、令和3年度と令和2年度の町道民税の調定額を対比した時には、確か約2,000万円ぐらい減額になっていたかと思ってございました。委員言われるとおり、これから人口は自然減ということで、減っていくというのは明らかでございます。やはり町税は町の大切な自主財源でございますので、人口が減ることによってこの収納額が減っていくっていうのは、どうしても今後避けては通れないところかなと思ってございます。そういう部分でもやはり税務担当といたしましては、この収納率を少しでも上げて、調定は減るけれども収納額をできる限り確保していく、自主財源を確保していくということに努めていきたいと考えてございまして、これまでも新たな収納方法の模索ですとかまた納税相談、最終的には差し押さえ等もしまして、収納率向上に努めてございますので、そのような形で少しでも自主財源の確保に努めていきたいと考えているところでございます。

**安齋委員長** 竹田委員。

**竹田委員** その努力でなくて人口減少と町税の落ち込みが妥当だっで見込んだのかどうか、そういう分析はしていないならしていないで。

**安齋委員長** 福井（弘）課長。

**福井（弘）税務課長** そちらの分析につきましては、ちょっとまだ私のほうでは分析はしてございません。

**安齋委員長** ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**安齋委員長** 以上で、税務課所管の審査を終了いたします。

税務課の皆さん、お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後1時46分

**再開** 午後1時50分

### (3) まちづくり未来課

**安齋委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

まちづくり未来課の皆さん、本日はご苦労様です。

それでは、まちづくり未来課所管の決算について、審査をはじめます。

説明をお願いいたします。

田畑課長。

**田畑まちづくり未来課長** まちづくり未来課です。

令和3年度決算につきまして、主査から説明をさせますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**安齋委員長** 大山主査。

**大山主査** まちづくり未来課の大山でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、令和3年度ふるさと納税事業についてご説明いたします。

まずは、決算書50ページ・51ページをお開きください。

あわせて、説明資料は16ページでございます。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費で、10節の需用費の一番下、ふるさと納税贈答品等で1,415万6,103円、その次、11節 役務費の中段で運搬料 685万3,004円のうち、655万5,523円が返礼品の送料となっております。

次のページにまいりまして、13節 使用料及び賃借料の中段でございます。

ふるさと納税ウェブサイト等利用料で、843万1,457円となっております。

ふるさと納税歳出は、以上でございます。

**安齋委員長** 中村主査。

**中村主査** それでは引き続き、私のほうからふるさと納税以外の部分のまちづくり未来課所管の歳出について、説明させていただきます。

また、主だったもののみ説明させていただきます。

決算書、52ページ・53ページをお開きください。

あわせて、説明資料17ページをお開き願います。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、18節 負担金補助及び交付金で、まちづくりグループ所管分につきましては、道南いさりび鉄道通学利用者助成金としまして、113万4,000円となっております。

また、助成人数につきましては、説明資料に記載のとおり27名となっております。

続いて、決算書60ページ・61ページをお開きください。

2款 総務費、1項 総務管理費、5目 企画振興費についてです。

18節 負担金補助及び交付金ですが、こちらは各期成会及び協議会への負担金及び交付金となっております。

道南いさりび鉄道会社運行補助金としまして、1,061万2,256円となっております。

なお、説明資料19ページに、道南いさりび鉄道の損益額、参考としまして過去2か年の決算状況、及び令和4年度の予算額も記載しておりますのでご参照ください。

続きまして、説明資料20ページをお開きください。

江差木古内線バス運行補助金としまして、5,268万3,000円となっております。

内訳につきましては、運営補助としまして5,228万7,000円、ラッピング維持経費としま

して39万6,000円となっております。

こちらにつきましても、過去2か年の決算状況並びに令和4年度の予算額を記載しております。

続きまして、説明資料21ページをご参照ください。

令和3年度に行いました移住・定住促進事業について、説明いたします。

役務費としまして22万円、こちらは「北海道生活」に記事掲載をしておりますので、こちらの費用となっております。また、他自治体の先行事例の収集や移住フェアへの参加を行うため、北海道移住促進協議会に参画しております。

空き家リフォーム助成事業としましては577万2,000円で、町内14名の定住と町外3名の移住を確保しております。

また、首都圏を対象としておりますわくわく地方生活実現政策パッケージ事業では首都圏から1名の移住を獲得しております。補助金額60万円となっております、うち45万円が道支出金より充当されております。

続いて、新型コロナウイルス関連の事業について説明いたします。

説明資料、23ページをご参照ください。

渡島西部4町地域間幹線系統木古内松前線維持奨励金としまして225万円、こちらは住民に足の確保のため減便・運休などをせずに運行したことに對しまして木古内、知内、福島、松前の4町が合計900万円の奨励金を給付しております。

そのほか、一般旅客自動車輸送事業者支援金として40万円、自家用自動車有償貸渡事業者支援補助金としまして70万円、これらの事業は新型コロナウイルス感染症の拡大により、利用者が大幅に減少した中での事業継続に対する支援金を給付しております。

次に、決算書64ページ・65ページをお開きください。

2款 総務費、1項 総務管理費、6目 新幹線推進費 まちづくり未来課所管分につきましては、18節 負担金補助及び交付金で、企業振興促進助成金としまして905万円、内訳は説明資料22ページに記載しておりますが、雇用奨励助成金が6件、外国人技能実習生受入助成金が1件となっております。

次に、決算書72ページ・73ページをお開きください。

2款 総務費、5項・1目 統計調査費 令和3年度の統計調査としましては学校基本調査、経済センサス活動調査を実施しております、それらに対する調査員・指導員の報酬、事務に係る一般消耗品を購入しております。

次に、不用額について説明いたします。

説明資料、60ページ・61ページをお開きください。

当グループ所管の事業において、不用額が生じているものは、総務費、総務管理費、一般管理費 負担金補助及び交付金の道南いさりび鉄道通学利用者助成金のこちらは申請減少に伴います不用額が生じております。

続きまして、企画振興費のうち旅費 不用額 73万6,140円につきましては、こちらにつきましてはまん延防止等重点措置の期間延長等に伴いまして、事業の実施を見送ったことによる不用額となっております。

続いて、負担金補助及び交付金で、不用額につきましては300万6,531円となっております、主な理由はわくわく地方生活実現パッケージ事業の申請が予算より少なかったこと

と、また繰越事業の高度無線環境整備推進事業の実績による減となっております。

続きまして、積立金 不用額 36万624円、こちらについては利子収入の減となっております。

続いて、新幹線推進費 負担金補助及び交付金で122万1,497円、こちらにつきましては企業振興促進助成金の実績減少に伴う不用額となっております。

歳出の説明は以上となります。

**安齋委員長** 歳入もお願いします。

大山主査。

**大山主査** 続いて、歳入をご説明いたします。

まずは、ふるさと納税事業でございます。

決算書は、34ページ・35ページをお開きください。

あわせて、説明資料129ページをお開きください。

17款 寄附金、1項 寄附金、3目 教育費寄附金 117万2,000円と4目のまちづくり応援寄附金の5,273万4,500円がふるさと納税による歳入となっております。

説明資料129ページのほうでは、ふるさと納税の合計額 5,309万6,500円、件数としましては2,078件となっております。寄附者からの用途の指定がございまして、そちらの部分で教育基金とまちづくり応援基金に振り分けてございます。

また、(2) 贈答品別内訳においては、件数と金額のそれぞれトップ10を記載してございます。

寄附額の増の主な理由としましては、水産物の取扱開始によることや、日本旅行の旅行券の扱いによるものと思っております。

ふるさと納税事業の歳入については、以上でございます。

**安齋委員長** 中村主査。

**中村主査** 続きまして、決算書20ページ・21ページをお開きください。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目・1節 総務費補助金のうち地方創生推進交付金 0円、こちらにつきましてはわくわく地方生活実現政策パッケージ事業の補助財源としておりましたが、一括道補助金として歳入したことに伴います0円となっております。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、7,386万1,400円及び繰越分 5,133万4,000円です。

こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、決算審査説明資料の67ページに記載をしております。

また、充当事業につきましては、詳細はそれぞれ担当課より説明いたします。

続いて、決算書26ページ・27ページをお開きください。

15款 道支出金、2項 道補助金、1目・1節 電源立地地域対策交付金としまして164万4,000円です。

こちらにつきましては、パークゴルフ場の施設運営の一部が交付金措置されております。

続いて、2節 総務費補助金、こちらについてはわくわく地方生活実現政策パッケージ事業の補助財源としまして、地方創生推進交付金が45万円を歳入しております。

次に、決算書30ページ・31ページをお開きください。

15款 道支出金、3項 道委託金、1目 総務費委託金、3節 統計調査費委託金としま

して18万7,496円、こちらは各統計調査費の委託金となっております。

また、工業統計調査につきましては、経済センサス活動調査に包括されたことに伴いまして、実施されてはおりません。

次に、決算書32ページ・33ページをお開きください。

16款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 財産貸付収入、1節 ちょっと暮らし住宅貸付収入としまして、1万6,960円となっております。

移住体験としまして、昨年度は1組4名の受け入れを行っております。

続いて、2目・1節 利子及び配当金です。

当グループ所管分につきましては、江差線代替輸送確保基金と木古内町企業振興促進基金積立金の利子収入がございます。

次に、決算書34ページ・35ページをお開きください。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、2目・1節 江差線代替輸送確保基金繰入金としまして5,268万3,000円となっております。

次に、4目・1節 企業振興促進基金繰入金としまして905万円となっております。

次に、決算書38ページ・39ページをお開きください。

20款 諸収入、5項・1目・3節 雑入 まちづくり担当分につきましては、まちづくり未来課のうち広報送付手数料の2万8,500円、広報有料広告掲載料 11万円、いきいきふるさと推進事業助成金の152万円となっております。

歳入の説明は以上となります。

**安齋委員長** 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑ございませんか。

東出委員。

**東出委員** 説明資料の17ページ、決算書の一般の53ページの負担金及び交付金のところの道南いさりび鉄道に関わる通学定期券購入金額のJR運営時との差額を補助、確かこれ差額は4割くらいですよ。まずそこ教えてください。

**安齋委員長** 中村主査。

**中村主査** ただいまの質問について、お答えいたします。

JR時代からのいさりび鉄道に切り替わったことによる運賃改定としましては、おおよそ3割程度の上昇がされております。

**安齋委員長** 東出委員。

**東出委員** そうすると今回、ここで一般会計の53ページの部分で、不用額で30万2,000ちょっと、これどうでしょうか。毎年ここも不用額が計上されているように私は思うんですけども、ただここは人数の把握がちょっと課題だったという説明が結構なされているんですけども、ことしもそのような傾向でこういう30万くらいの不用額が出たのか確認させてください。

**安齋委員長** 中村主査。

**中村主査** ただいまの質問について、お答えいたします。

不用額につきましては、こちら節内の合計で30万2,084円というふうになっておりますが、この事業の不用額につきましては、16万5,000円となっております。

**安齋委員長** 田畑課長。



**田畑まちづくり未来課長** 東出委員のお尋ねであります、いさりび鉄道の通学助成金の不用額の考え方につきましては、まずをもって予算編成時におきまして、函館方面の高校ですとかに通学されるかたがどの程度いらっしゃるかっていうことが把握できないため、その人数をある程度推測をしまして予算立てをしているというところで、差額が生じていると。

実際は函館方面に通われるかたと知内高校ですとか通われるかたもいらっしゃいますし、函館高校に通われるかたにおきましても、学校の寮ですとかあと下宿ですとかそういったところで通学されるかたですとか、あとはいさりび鉄道を利用しないで通学されるかたですとか、あとは札幌ですとかそういった方面の学校に通われるかたですとか様々いらっしゃいますので、そういったことに対して不用額が生じているということをご理解をお願いします。

**安齋委員長** 東出委員。

**東出委員** ただこれは実例としてなんですけれども、だいたい1か月定期代が函館・五稜郭まで1万4,000円くらいなんですよね、そうですね。それで、だいたい町はいま現在で、1万4,000円のうちの約4割くらい補助していますよね、だいたい。ただそれで、ここはこれと総務課でもありましたよね総務課長、木古内から知内高校へ通うバス、これにも助成しているわけですよ。そこで、かたやこっちのほうではいさりび鉄道の分としての助成、あっちの分についてはバス代の助成と二通りあるわけですよ。ただそこで、私はやはりそれは一つにしてとは言いません。おそらく私は4割くらいかなと思っているんです。それで、やはりこの町の将来ある子ども達のためには、町長もいろんな政策の中で子どもに対するいろいろな支援をしてきているわけですよ。したがって、ここはせめて5割まで半分までもっていったらあげべきだと私は思うんですけれども、それはなぜかと言うとこの定期代というのは結構親御さんにするといろいろとかかるわけですよ。お腹が空けばどこかでコンビニでもおにぎり買って食べなきゃならないし、おやつも食べたいだろうし、ジュースも飲みたい。だからそんな部分で、親はそれだけで済まないわけですよ。したがって、ここに子どもさんで言うと平野委員も通学しているのはいるのかな、それは別としてもここはどうでしょう。次年度に決算についてはこれでわかった。だから、不用額を少しでも圧縮する考え、そして子どもさんの将来を考えていった場合には、私は半分くらいまで5割までなんともっていきけるような政策・施策をやはり担当課としてぜひ考えていただきたいし、ここは同席している副町長、町長もいますので、これは次年度に向けて私は要望として上げておきますので、ぜひこの辺の検討をしていただきたいなということを申し添えて終わります。

**安齋委員長** ほか。

竹田委員。

**竹田委員** 移住定住対策について、ちょっと暮らしの体験住宅、これは3年度の実績を見れば1件、4名。いまコロナで利用者が減っているのか、その前の年は例えば使用制限した年も確かあったと思うんですけども、3年度はそういう制限していないのに1件しかない。

ということは、なんなのかっていうことを現課とすればどういう受け止めしているのか、まず。

**安齋委員長** 中村主査。

**中村主査** ちょっと暮らし住宅の令和3年度の運用について、ご説明させていただきます。

実績としましては1件、4名という受け入れになっておりますが、昨年度につきましては、申請自体は5件程度あったかと思えます。ただ、まん延重点等の期間延長などがありましたので、その期間については他府県からの受け入れになっておりましたので、そこについては国のほうでも都道府県間での移動を制限する要請がありましたので、うちとしてもお断りした経緯がございます。

**安齋委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 他府県からの利用制限というのは中止というかあれしていたらうけれども、私はやはり住宅を見てもう少し都会から来て、すごいなってようなイメージの改修するべきだっていうふうに思うんです。

それとやはり通常の管理、例えば職員が中村主査なんか毎週行って住宅掃除するっていうのは大変だと思う。当然掃除機ばかりでなくて、風呂、ボイラーの調整も含めて全部やはりやるっていうのは、私は職員が大変でないのかなと思う。それで、一般質問等の中でもちょっと暮らしの住宅の管理をきちんと行政が直接管理でなくて、間接的な部分で管理をしてもらえば、例えば換気を含めて住宅も長持ちするんだ。そういうことをやはり考えられないのかなって、住宅の快適な改修、それと管理、この部分についてちょっとお聞かせ願います。

それとふるさと納税、若干前年比の中では確かに伸びている。ただ、3年度からウェブサイトのいままでなかった部分の経費もかかっている。極端な話、ふるさと納税が5,000万円の寄附がきてもかかる経費が3,000万円、贈答品含めて。実質、実入りの話はしたくないんだけど、差し引き2,000万円しか例えば有効に使える財源がないっていう現状です。これをやはり担当として例えば3年度は5,000万円、4年度については1億にしましょうと。いろいろ努力していると思う。5年度に向けては2億にしましょうっていうそういう気持ちの中でたぶん仕事をしていると思うんだけど、その秘訣っていうかいまこういうことでふるさと納税に力をいれているっていう部分っていうのはあるんですか。あるんだったらこれこれでも増えつつあるっていう状況なのかどうなのかっていう現状をちょっと。

**安齋委員長** 田畑課長。

**田畑まちづくり未来課長** まずちょっと暮らし住宅の関係のお尋ねであります。まず管理につきましては、以前も竹田委員のほうからちょっと暮らし住宅の管理についてご質問等ありまして、令和4年度からは建設水道課の予算のほうで、設備関係の管理を定期的に行うようにすることとしております。

また、周辺の管理につきましてもやはりあまり費用をかけないようにと言いますか、職員のほうで草刈ですとかそういったものも含めまして、管理をさせていただいているところでありまして、あとちょっと暮らし住宅の改修ですとかそういった部分につきましては、現状ちょっと暮らし住宅というのは1棟しかないっていう部分でありまして、それを上手く利活用していきたいという部分であります。ただ、令和4年度いま現在の状況につきまして、簡単にご説明させていただきますと、やはりまん延防止等重点措置等の行動制限というのがなくなったところで、やはり申し込みという件数自体は増えています。ただ、実際はその時期のコロナの感染状況で、キャンセルですとかそういった部分がある場合がありますけれども、いま現在も一世帯入居されているという部分で、切れ間なく申し込み自体は受けているという状況になっておりますので、そちらまち課としましては、やはり

移住定住していただくにあたりましては一度木古内に来ていただいて、実際に住んでいただいて、どういったところかと体験をしていただきつつ、移住先として選んでいただきたいという思いがありますので、こちらにつきましては現在の住宅も活用しつつ、そちらの規模拡大ですとかそういった部分も含めて検討をしていきたいなというふうに考えております。ただ現状としましては、1棟のみでありますので、現状の住宅を活用しながら運営を進めたいというところです。

あと、ふるさと納税につきましては、確かにこちらのほうからも説明いたしますが、ウェブサイト等の利用料ですとかそういったものにつきまして、確かに費用はかかっております。そちらにつきましては、やはりふるさと納税の納税の件数ですとか金額を上げるという部分に対しまして、やはり職員だけではどうしても対応しきれない部分がありますので、そういった部分業者ですとかと委託をしながら連携をして納税額を増やしていきたいという思いがあります。その中で、現状としてまちづくり未来課として課題として上げている部分につきましては、やはり返礼品ですとかそういった部分のPRの部分かなというふうに思っております。町のほうで返礼品を数多く用意をしているところでもありますけれども、それが上手く道内、あと道外のかたに伝わらなければなかなか木古内の返礼品を選んでいただけないという部分がありますので、そちらにつきましては次年度以降もこちら課題として、どうやってやっていくべきかというところを検討していきたいと考えています。以上です。

**安齋委員長** 竹田委員。

**竹田委員** ちょっと暮らしの管理については、建水に回したんだ。だけれども、私達はやはりきちんと担当がいてあれしているんだから、きちんと管理体制含めてこうだああって。自分達が大変だから建水に回したっていうのが本当にどうなのっていうふうに思われる。それとやはり、あの住宅が快適かどうかという部分、課長どうですか。私は厚沢部の体験住宅も見てきたけれども、それと比較したらどうなんだろう。だから、新しくすべきだとは言わない。せめて大改修するくらいの担当とすれば、そのくらいの気持ちないんですか。改修したいって言ったら財政のほうで、厳しく跳ねられたっていうならわかるけれども、現課とすればちょっと暮らし住宅が私管理含めてくどいように言うのは、冬季間雪かいていないんだよ、わかりますか。ちょっと暮らしは夏場だけでないんだ。冬季だって対象なんだ。だから、そういうことだから職員が管理するのは大変でしょうって言ってきたんだ。一番いい方法はないかってやはり内部でなにも検討してないんだ。ただ、自分達が辛いから建水にボンって、得意の丸投げだ。だから、それならだめだ。やはりこの住宅は改修すべきだ。私達はやはり栗山さんがいた頃から何回も住宅に入っているけれども、やはり畳の部分があたりいまの時代に馴染まない部分がある。その辺町長、1回現場見てこれでいいのかなのかっていうことも含めて、要検討してください。管理も含めて、ただ自分達が辛くなればボンってどこかにあれしちゃうってそういうのが最近多いんだ。

蜂だって建水が大変だからって今度、町民課にやった。町民課が大変だからって今度、また委託した。そういう現象なんだ、最近多いんだそういうのが。やはりそういうの含めて、きちんとすべきだと思う。

(「関連」と呼ぶ声あり)

**安齋委員長** 平野委員。

**平野委員** 竹田委員に関連する話なんですけれども、私もちょっと暮らしについては、まだ木古内町が登録していない時に、登録するべきだと一般質問含めてやって、数年かかってようやく登録して、その後住宅も中古住宅を整備するという経緯を知っている1人として、田畑課長が住宅の改修にお金をかけるのはちょっとという気持ちもよくわかります。成果が出ていないから。これまでも木古内町の人口減少対策、移住定住は私ずっと力をいれるべきだって言っているんですけれども、実際成果としてなかなかつなげていないのが続いている中、今年度から新たなミライアル条例を作ったことによって、しっかりどういう目的でこういう補助があるので我が町に来てくださってという形がようやく私はできつつあると思うんです。そんな中、じゃあいざちょっと暮らしも別に良いお家に体験しに来てもらうわけじゃないわけですから、木古内町の四季を感じてもらうのを体験してもらうための住宅。しかしながら、いま竹田委員言うように、あそこに何日かでも住んでいて、気持ちよく住めるかって言ったらやはり住めないのが現状だと私も思います。ですから、そこは竹田委員同様どこまでの改修が適切なのか、違う場所に考えなきゃならないのかっていうのをそろそろしっかり取り組まなければならないなど。それは、ちょっと暮らしを今後も継続していくっていうことは、ほかの部分との移住定住とのしっかり連動性をもって、がちりまちづくり未来課って素晴らしい課の名前あるわけですから、移住定住の部分はいまの話も含めてしっかり取り組んでいただきたい。一応今回3年度の決算ですから、過去の過程を踏まえて、例えば資料でいきますと21ページのわくわく地方生活実現政策パッケージについては、実績がありますよと。1名のかたが移住していただきましたよと実績があるんですけれども、例えばこれまで散々こなしてきた例えばパンフレットを作って、首都圏を中心に5万部を配りましたよというのはいいいんです。この効果ですよ。どこまでどういう例えば問い合わせがきているだとか、そういう決算報告ですから費用対効果と言いますかそういうこともありましたよという詳細がもしあれば少しでもお聞かせいただきたいなと思います。

あともう1点、これも竹田委員と関連なんですけれども、まち課の資料で唯一1枚ものであるふるさと納税について。これは、これも我が町はふるさと納税の取り組みが大変遅れた中、前町長時代からようやく取り組んだんですがなかなか進まず、鈴木新町長については、このふるさと納税に力をいれると言って、当時からは相当10倍にも上がっているわけです。しかしながら、やはり取り組みが遅かったことと、いまこのコロナ禍で全国的にふるさと納税の金額が増えている中、我が町も伸びたけれどもその伸び率ははたしてどうなんだって言った時に、さほどでもないっていうのかちょっと物足りないというのも事実だと思うんです。評価によっては5,000万円もらっているから頑張っているよという人もいるかもしれませんが、私はもう少しいけるんじゃないかなと思っていました。でもそれはこれまでの話で、じゃあこれからどうするのって言った時に、いますでウェブサイトに登録しているし、贈答品についても過去に比べると相当数いま頑張って増やして海産物もいれましたし、これ以上木古内どうやって頑張れるのかなってネタないと思うんですよ。田畑課長もいまチラッと課題をおっしゃいましたけれども、その課題解決だけで伸ばせるのかなっていったらちょっと今後の展開は私厳しいのかなって思っているところです。もう一つも二つも課題っていうのを思いつきませんか。なにを改善するともしかして伸ばせる可能性があるっていうのをこの令和3年度を踏まえて、先ほどの1点以外にも

なにかあれば教えていただきたい。

**安齋委員長** 中村主査。

**中村主査** ただいまの平野委員の質問について、移住定住の部分についてお答えいたします。

皆さんご存じのとおり、パンフレット等を作成して首都圏でのPRをしてきたところで、おおよそまず1回のイベントに参加するにあたりまして、おおよそ100部程度のパンフレットをはいてくるような状況になっております。正直なところを言いますと、移住定住に力をいれている自治体につきましては、200近くはけておりますので、それについてはもう少しPRが必要かなというふうに感じております。これまで移住セミナー等に参加してきましたが、すみませんが我々が把握している中ではなるんですけども、2名の移住を獲得しております。また、そのほかにも地域おこし協力隊のイベント等に参加して、そのイベントから地域おこし協力隊になられたかたもおります。数としては少数かと思っておりますけれども、少なからず続けてきた成果はあるかと認識しております。また今年度なんですけれども、ちょっと暮らしに入られたかたが今回のミライアル条例で補助金ができることにより、いま移住を前向きに検討していただいているところです。なかなか数はまだ少ないんですけども、続けていくことで数を伸ばせられる事業でもありますので、引き続き邁進していきたいと考えております。移住定住の部分については、以上です。

**安齋委員長** 田畑課長。

**田畑まちづくり未来課長** ちょっと暮らし住宅のお尋ねであります。確かに議員おっしゃられるとおり、木古内町に来ていただく以上はやはり快適に過ごしていただいて、木古内に良い印象をもっていただいて、それで移住につなげていきたいという部分もありますし、先ほど中村のほうから申しましたとおり、令和4年度から移住定住対策については強化しておりますので、実際にその効果というのでも徐々にありますが見られているという中で、先ほど申しましたがちょっと暮らしの申し込みにつきましても、ある程度切れ間なく申し込みいただいて、実際1棟しかないことによって、お断りしているようなこともございますので、こちらにつきましては全国の事例でいった部分も確認をしながら、どういった対策がとれるか。住宅を取得するにしましてもやはり費用ですとか、あと改修に関しても費用がかかりますので、そういった費用対効果ですとかそういった部分も十分踏まえまして、どういった方法がとれるかどうかというのを検討してまいりたいというふうと考えております。

また、管理の部分につきましては、ご指摘ありましたとおり管理が十分行き届いていないという部分をご指摘ありました。この部分につきましては、申し訳ないという気持ちではありますが、若干説明私のほう足りなかった部分につきましては、ちょっと暮らし住宅現状あります家の設備の管理につきまして、年間に定期的に管理を設備の点検をしていただくのは建設水道課をお願いをしております。そのほか中の掃除ですとかあと外の草刈ですとかそういった部分につきましては、まち課のほうで行っているところです。ただ、冬の雪かきについては、十分行き届いていなかったという部分で、反省をして対応してまいりたいと考えています。

ふるさと納税の課題ですが、先ほど言ったPRの部分もそうなんですけれども、私のほうの考えとしましては、やはりふるさと納税の軸となる特産品です。質と量の確保という

部分が必要かなというふうに考えています。例えば、はこだて和牛です。特産品としてありますが、頭数が限られていて出せる量も限られている。あとは、塩水ウニですとかそういった取り組みも進めているところですけども、やはりそちらについても現状では件数を制限して、200ですとかそういった数で申し込みをいただいているという部分がありますので、そういった質とあと量の確保という部分が必要かなというふうに考えているところですよ。

**安齋委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 最後あと一つだけだから、新型コロナウイルス感染症対策事業の中で、23ページの一般旅客自動車輸送事業者支援金、それと自家用自動車有償貸渡事業者支援補助金、これレンタカーだと思うんですけども、これは何年かしばらく継続にたぶんなるだろうと思っています。先ほど主査の説明の中で、このコロナの関係で大幅に減少しているっていうそういうコメントあったんですけども、それであればその数字を例えば元年はレンタカーであればどのくらいの利用があつて、2年はこうだった、そうしたら3年度の実績がこうで落ち込んでいるっていうのが一目瞭然言葉に言わなくてもわかるんですけども、やはり資料とすればそういう資料でなきゃだめだ。ですから、もしそれがわかるのであれば営業車含めて、その大幅に減少になった推移を資料として求めたいと思いますので。

(「関連」と呼ぶ声あり)

**安齋委員長** 東出委員。

**東出委員** 私もそれ聞こうと思って付箋付けていてすっかり忘れちゃったんです。私も竹田委員と同様なんです。ただ、自家用自動車を出してあげたからいいよじゃなくて、あなた達とのコミュニケーションをとってきたのかどうなのかなんです。なんか車検うちで受けられるよとか、エアコン直したかったんですけども直せますよとか、そういう話いろいろあると思うんだ。だから、そういう部分での私こうやって書いていますよ。行政からの支援金に対する考え方はと、検討はどうなっているかというふうにメモ取っていたんですけども、やはりそういう出してあげればいいっていうだけじゃなくて、そこはお互い話し合いをしてコミュニケーションをとってもら。実際そういう作業をしてきたのかこないのか、やはりここは決算だから、していないならしていない、してきた。きちんとそういう部分ちょっと。

**安齋委員長** 中村主査。

**中村主査** ただいまの一般旅客自動車とレンタカーに対する支援についてです。

昨年度事業実施にあたりましては、事前に業者とヒアリングをしております。その中で、タクシー・ハイヤー業者に至っては、当町1者ありますが、そことヒアリングをした際には、昨年度でコロナ禍の前年度と比べても8割と。その前がコロナ前ですので、その段階でも6割程度まで落ち込んでいるというふうな話を聞いた中で、この事業を実施した経緯がございまして。

また、レンタカー業者につきましては、おおよそうちの町に事務所を構えている会社が3者ありますが、ここでは7割くらい前年度比で下がっているということで、落ち込んでいるというふうなヒアリングをした中で、事業実施が必要だろうというふうに判断をしまして、昨年度実施しました。

**安齋委員長** 東出委員。

**東出委員** それは、予算をあなた達上げてくる時に我々聞いたんだよ。それは、聞いた。

だから、いまの答弁は重複している。ただ、その後決算だからそれをやっつけていまきょうまで何か月か経過しているでしょう。そのことを聞いているわけ。あなた達予算組んで上げてくる時には、我々質問しているんだ。こういうことで予算を上げる、コロナの交付金を使いますだった。だから、それをやってあげたあとをあなた達はどうかであったかというそこを聞きたかった。わかりますか、意味。知っていなきゃ知っていないでいいですよ。

**安齋委員長** 中村主査。

**中村主査** 事業実施後のヒアリングについてなんですけれども、タクシー・ハイヤー業者とは行っておまして、その中ではまだコロナ前には戻っていないという話で聞いております。ただ、前年度比としましては、今年度から高齢者の利用の助成券が入浴券とハイヤー利用ができるように拡充になったということで、そこで新規の顧客の獲得はできているというふうに聞いておりますので、その利活用を今後保健福祉課とも協議をしながら進めていきたいなというふうに考えております。

レンタカー業者なんですけれども、まだ今年度に至ってはヒアリングをしていないのが状況です。以上です。

**安齋委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**安齋委員長** ないようなので、それではまちづくり未来課所管の決算の審査について、これで終了いたします。

まちづくり未来課の皆さん、お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後2時45分

**再開** 午後3時02分

#### (4) 病院事業

**安齋委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

病院事業についての審査をはじめます。

小澤管理者からひとことお願いいたします。

小澤管理者。

**小澤病院事業管理者** 病院事業の運営に関しましては、日頃から皆様のご協力とご理解をいただいておりますことをこの場をお借りして、御礼を申し上げます。

決算を審議いただくにあたりまして、現在の病院事業の現状とこれからについて、私の考えを少し述べさせていただきたいと思っております。

ご存じのように、新型コロナウイルスの勢いが収まることをしりませんで、特養いさりびでも感染者が発生して、皆さんには大変ご心配をおかけしているところであります。大変申し訳なく存じております。

国保病院におきましては、幸いいまのところ院内感染は起きてはおりません。しかし、地域でコロナの患者さんがどんどん増えるにしたがいまして、その反面入院患者数が激減

しております。したいがまま、医療収支比率というのは昨年に続きまして、非常に悪い状態でございます。この状態は申し上げるものでもなく、コロナの影響ではありますけれども、人口減という複雑な要因が次世代における医療提供のあり方を先取りしたような形で、いま現れてきていると考えられます。したがってこの状態というのは、今後も継続が予想されております。加えて、医師や看護師など医療従事者の高齢化とその補充がままならないという状況が今後も病院の運営に一層の不透明な病院になっているという現状がございます。一般的に申しまして地方における医療の現状というのは、蛇口から出る水のように無尽蔵ではありません。これまで地域では病院さえ作ればそれなりに自動的に医療は提供できるというふうな思い込みがあったのではないかと思いますけれども、そういう時代はもうすでに終焉を迎えております。いまの医療というのは、水量の限られたオアシスのようなものだというふうにお考えになってよろしいかと思います。奇しくもコロナのまん延で明らかになりましたように、医療は地域行政と住民との相互の理解と支援が走行しまして、はじめて機能を発揮できるということでもあります。地域の方々には病院を存続させてほしいという一方的に懇願するだけではなくて、その継続が困難な根源的な解決策について、柔軟な考えをもっといただきたいというふうをお願いしなければなりません。

例えばこういう患者さんがおられます。昼忙しくて仕事が済んでから時間外に受診したというかた、夜寝静まると決まって不安になり夜間受診を繰り返している人、軽症なのに救急車を呼んで受診し、そのあと帰宅の手段ないので朝まで病院にいるというかた、在宅で生活支援がないため社会入院を繰り返している、継続しているというかた。また、休日夜間に安易なコンビニ受診をするかた、受診に先立って電話相談をする手段を知らないかた。また、強い認知症や聴力障害があって1人では受診が難しいかたと、それからクレームの多いかたがいて、診療の流れを滞らせるというかたなどがおります。こういう事例に接しますと職員は自分達が本当に地域のために感謝されている仕事をしているのかどうか、地域の歪みが病院が一方的に負わされているのではないかという自信の喪失と不信感に苛まれてしまいます。行政サービスには住民の日々の生活に密着するいろんな問題について、より適切に対応する制度を整えて、また近隣の人達には互助的組織をもって、自主的に近隣者を家族同様に支援するという古来の地域文化を再び醸成させるという取り組みが必要ではないかというふうに思います。これが医療現場の疲弊を防ぎ、医療者の仕事ややりがいというものを継続させる大きなパワーになります。地域崩壊の被害者であると思われた住民が実は地域崩壊の加害者に加担しているという現実を直視する必要があります。厚生労働省が数年前から上手な医療のかかり方というキャンペーンを繰り返しております。これもこうした状況が全国至るところにあるという現状を反映されております。さらに地域住民の方々には日頃の健康維持のために、かかりつけ医としての病院を有効に使っていただきたいということも求められます。病院としてはこうした環境になってはじめて、健康診断の結果の活用による生活指導、栄養やリハビリなどのチームなどの派遣、在宅医療の一層の推進、ICTを活用したオンライン診療などの事業を効果的に提供できるような環境が整うというふうに考えております。病院は現在、困憊の危機にあります。いま勤務している医師が勤務環境に不満を抱けば容易に転出してしまいます。当然、病院独自の努力が必要でありますけれども、加えて疾患を有する方々へのより細かな行政サービスやそれを支える住民の理解と協力が不可欠であります。つまり地域の自主的な支援への立ち上



がりがなく、病院の存続があり得ません。まさに地域こうぼうの運命と一蓮托生であります。

また、特養いさりびにおきましても、根源は一つと考えております。利用者数の安定的な確保のためには、住民一人ひとりが自分の問題としてなんのためのいさりびの施設なのか、誰のために存続が必要なのか、存続にはどのような援助が必要なのかを意識する自助・互助の対象として積極的に関与していただくということが不可欠であります。住民一人ひとりが地域における己の立ち位置を認識して、暮らしやすい町を作るために、自主的に協力を申し出る。私は、官民一体となる町おこしというのは、取りも直さず医療介護の継続を支える支援になるだろうということを信じてやみません。どうか議員の皆様方にも住民の方々に直接語りかけていただくようお願いしたいと思います。ありがとうございました。

**安齋委員長** ありがとうございます。

それでは、説明のほうをよろしく願いいたします。

西嶋主査。

**西嶋主査** 私のほうから、それでは病院事業の会計決算状況について、お配りしている説明資料に基本的には則りまして、説明いたします。

なお、詳細につきましては、実績報告書のほうで内容確認をお願いいたします。

病院事業会計につきましては、決算書及び説明資料につきましては税抜き金額、実績報告書につきましては税込みとなっております。数字が異なることをご承知おき願います。

なお、これから説明する内容につきましては、前年度と大きく変わっている部分を中心に説明いたしますので、経常的な内容については省略させていただきます。

それでは、資料164ページ、実績報告書3ページをお開きをお願いいたします。

3条予算収益的支出から説明いたします。

1款 病院事業費用合計で、決算額 14億6,855万1,661円で、前年度より6,400万円ほど増額となっております。

詳細について、説明いたします。

1項 医業費用、1目 給与費です。

決算額は9億7,319万1,722円で、前年度より7,300万円ほど増額となっております。

この増額の要因でございますが、内科医師1名採用に伴う人件費の増加、また新型コロナウイルス対応手当等の増加等によるものです。

次に、2目 材料費です。

決算額 1億2,466万3,886円、前年度対比で720万円ほど増額となっております。

あとで説明いたしますが、入院外来ともに患者数は減っておりますが、新型コロナウイルス感染症にかかる医薬品及び感染対策費用の診療材料費増額によるものです。

実績報告書3ページには、医療消耗備品費の実績を掲載してございますので、内容のご確認をお願いいたします。

次に、3目 経費です。

決算額 1億6,531万8,762円、前年度と比較いたしまして、227万3,803円が減額となっております。

経費の詳細につきましては、実績報告書3ページから5ページに記載してございますので、

内容の確認をお願いいたします。

経費の主な中身でございますが、光熱水費、燃料費につきましては、単価高騰に伴い増額してございます。あと、消耗備品費の購入減や諸会費などの負担金の減などによりまして、全体経費を抑えている状況でございます。

経費につきましては、経常的予算が主となるため、例年同様の部分については、記載のとおりとなっておりますので、説明を省略させていただきます。

次に、4目 減価償却費です。

決算額 1億5,143万2,192円で、前年度対比で1,300万円ほど増額となっております。

こちらにつきましては、医療機器昨年度大きく買ってございますので、減価償却費が増額となっております。

続きまして、2項 医業外費用、1目 支払利息及び企業債取扱諸費です。

決算額 1,580万9,872円でございます。企業債の支払利息となっております。

次に、2目 長期前払消費税勘定償却費です。

決算額 809万3,996円でございます。こちらも例年どおりでございますが、支払った消費税を20年間で償却していく経費となっております。

次に、3目 消費税関係雑支出です。

決算額 2,774万2,712円となっております。費用全体にかかる消費税相当額となっております。

続いて、3項 特別損失、1目 過年度損益修正損です。

決算額 870円でございます。前年度分の医療費返還金となっております。

2目 その他特別損失です。

決算額 7,530円となっております。こちらについては、補助金に係る消費税仕入控除の返還金となっております。

なお、前年と比較いたしまして大きく減少してございますが、昨年度につきましては慰労金の支出がございましたので、その分の減となっております。

引き続きまして、収入のほうに入ってもよろしいでしょうか。

**安齋委員長** お願いします。

西嶋主査。

**西嶋主査** それでは、説明資料の169ページをお願いいたします。

先に、収入の基盤要素となります入院・外来患者の状況について、説明いたします。

また、前年度に引き続きまして、新型コロナウイルス感染症に係る補助金もございますので、そこについても若干説明させていただきます。

入院患者数の推移でございますが、ページ上段にまとめてございます。

入院患者数の推移ですが、年間延べ患者数で8,967名で、前年度より653人減少している状況です。

次に、外来患者数では3万6,703人で、前年度より1,243人こちらも減っている状況でございます。

資料171ページをお開きお願いいたします。

先ほど説明いたしました但、患者数は減っているものの、入院、外来患者単価が増加しておりまして、全体収益については増加してございます。

先ほども申しましたが、感染症患者等の対応治療費により、全体単価が上がっている状況でございます。

173ページをお開きお願いいたします。

感染症病床確保促進事業 9億3,017万8,000円をはじめ全10事業を活用し、人件費などへ充当してございます。また、医療機器や感染対策備品なども同時に購入してございます。

交付金合計であります。総額で9億7,970万7,950円という状況でございます。

実績報告書7ページをお開きお願いいたします。

未収金の状況であります。

被保険者一部負担金を除き、全て入金済みとなっております。

実績報告書9ページをお開きお願いいたします。

その被保険者一部負担金、未収金の詳細を記載してございます。

3月31日現在では、過年度未収金合計で、336万7,110円ございましたが、この間調べたところ、8月末現在で4万9,090円という状況となっております。

実績報告書10ページをお開きお願いいたします。

未払金については、全て支出済という状況となっております。

内容については、記載のとおりでございます。

それでは、資料戻りまして163ページをお開きお願いいたします。

実績報告書については、1ページをお願いいたします。

1款 病院事業収益合計で22億5,515万1,072円、前年度と比較いたしまして、2億4,000万円ほど増額してございます。

中身を説明いたします。

1項 医業収益、1目 入院収益です。

決算額 3億2,639万5,351円で、前年度と比較いたしまして、500万円ほど増加してございます。

増加要因につきましては、先ほども説明いたしましたが、患者単価増によるものです。

次に、2目 外来収益です。

3億6,501万7,353円で、こちらについても260万円ほど増額となっております。

こちらも患者単価増による収益の増となっております。

次に、3目 その他医業収益です。

決算額 5,918万4,576円です。前年度と比較いたしますと2,600万円ほど増額となっております。

増額の要因といたしましては、実績報告書にも書いてあるとおり、新型コロナワクチン接種による収益によるものです。

次に、4目 他会計負担金については、交付税相当分の一般会計繰入分となっております。

続いて、2項 医業外収益、1目 受取利息配当金です。

預金利息となっております。

次に、2目 他会計補助金 6,055万6,000円です。前年度対比で1,600万円ほど減となっております。

交付税相当分の繰入金となっております。

内訳は、実績報告書のとおりです。

次に、3目 他会計負担金です。決算額 3億365万7,000円で、6,900万円ほど増となっております。

こちらについても交付税算定額の一般会計からの繰入額となっております。

なお、増額要因といたしましては、単価が上昇したものによるものです。

次に、5目 長期前受金戻入です。

決算額 9,372万4,810円です。1,700万円ほど増額となっております。

中身につきましては、例年同様でございますが、平成26年度よりみなし償却制度が廃止に伴いまして、固定資産に係る補助金に対しての減価償却見合い分を毎年度取り崩して収益化したものとなっております。

次に、6目 その他医業外収益です。

決算額 810万1,680円、増額要因でございますが、実績報告書にありますとおり、北海道新聞社より100万円の寄附金がございましたので、その増となっております。

次に、8目 補助金です。

決算額 9億8,420万4,950円です。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策補助金による増額です。

内訳は、先ほど説明した中身となっております。

その他といたしまして、国保調整交付金 450万7,000円も交付されてございます。

続いて、3項 特別利益、1目 長期前受金戻入益です。

固定資産に係る補助金等について、償却期間を経過したものの見合い分を収益したものとなります。例年同様のものです。

この結果、総収入から総費用を引いた純利益では、7億8,659万9,411円の黒字決算となっております。

経常利益におきましても、7億7,955万1,125円の黒字決算となっております。

黒字の要因といたしましては、コロナ関連の補助金を経常経費であります人件費等に充当したことが主な要因でございます。

現金預金につきましても、昨年度末残高では約4億ほど増加してございまして、10億9,366万3,562円となっております。

まだ、3月31日以後に補助金が確定したものが後日未収金として約9億円収入がありました。ですので、実質19億円程度の預金残高、決算状況ということです。

収益的予算については、以上でございます。

**安齋委員長** 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

平野委員。

**平野委員** 平野です。

概要説明で小澤管理者より病院事業の現状、そして未来図までまるで論文のような素晴らしいお言葉をたくさんいただいた中、ちょっと数字、項目の細々と聞くのも心苦しいんですけども、ことしに関しては特に細かい部分も聞かなければいけないと私自身思っていますし、またそれがきょう我々の仕事ですので、ご理解いただきたいと思えます。

それで、コロナ関係の収入で収益や費用の増減が激しく、当初予算と比べてもなかなか

決算書と見比べても数字が大きく違うところが目立つなという感想でありますし、いままで医業収益の途中の補正っていうのもなかなか病院事業ではないのかなと。ことしに関しては、しかしそれだけの激しい増減があったので、途中で補正するというので、非常に見比べても難しい決算書になっているなど感じております。

そんな中、事業費用のほうを細々と少し聞いていきたいと思うんですけれども、ちょっと項目が多いものですから、何個かに分けてわかりやすく聞いていきたいと思っております。

まず3ページになりますが、材料費の中で診療の材料費こちら8,086万、当初予算が約6,000万程度から2,000万以上増になっていますけれども、この内容の詳細についてはわかる限り教えていただきたいと思っております。そちらが1点目でございます。

その下の段で、これも毎年話題になるんですけれども、大変コロナの中の医師、看護師含む関係職員のかた大変忙しいと思うんですけれども、そんな中職員の健康診断の費用については、不用額と言いますか100万円程度残っているんですけれども、満度に皆さんしっかり健康診断受けられたのかどうなのかをお聞かせください。

その下の紹介報償費については、ゼロになっておりますけれども、その理由をお知らせいただきたいと思っております。

それともう一つぐらいいきましょうか、右のページ4ページ目にいきますと消耗備品費という項目があるんですけれども、こちら当初予算では21万円程度の計上だったのが412万円、これは想像するところコロナ関連の入りがあって、それらを使った部分なのかなとは想像するんですけれども、中身を見るとその限りじゃないのかなとも思うので、この書かれている内容、備考の全部じゃなくていいんですけれども、ある程度説明いただきたいと思っております。取りあえずここまででいいですか。

**安齋委員長** 取りあえず4点ということですので、西嶋主査。

**西嶋主査** まず1点目の材料費の増加でございますが、本来でございますと3月補正で増額補正というところではございましたが、致してございませんでした。増額要因といたしましては、繰り返しになりますが、新型コロナウイルス感染症に伴う基本的に材料費自体が増加しているということと、プラス防護服を含めた感染対策費用が数多く購入してございます。それにつきましては、補助金で対応した中で1年分と言いますか数多く購入した経緯もございまして、それによりましてちょっと材料費全体が膨れ上がったといったところでございます。

2点目の厚生福利費でございますが、ご心配があったところでございますが、職員全員実施してございます。

また、3点目の紹介報償費でございますが、もちろん採用はございましたが、紹介会社を通じて採用したことが今回なくて、本来であれば紹介会社をとおして2割・3割紹介料が支払いが発生するんですけれども、そういうのがなかったということで、今回はゼロということです。

4点目の消耗備品費の購入でございます。

購入した備品のうち、補助金で対象となって購入したものが院内のPHS、呼出ブザー、オイルヒーター、パソコン、タブレット、無線LAN中継機、冷蔵庫、プリンター、空気清浄機、乾燥機、パソコンウイルスソフト、ドライヤースタンドとなっております。

その他といたしまして、大きなものとして当初予算計上していなかったもので購入したものといたしましては、体重計がございまして、体重計につきましては、途中で壊れてしま

いましたので、高額でございましたが途中で購入してございます。

あと高価なものとしたしましては、待合の傾斜イスでございます。こちらにつきましては、外来から前から言われていたんですけれども、足腰悪いかたに大変に良いということで、購入を求められていたわけでございますが、財源がなかなか確保できなくて購入しなかった経緯がございます。そんな中で先ほど収入で説明ありましたが、北海道新聞社より100万円の寄附金がありました。それをあてがって今回、三脚購入したところでございます。

以上です。

**安齋委員長** 平野委員。

**平野委員** 諸々わかりました。消耗備品費のコロナ関連で買われたものは理解しますし、体重計も壊れたから急遽買わなきゃならないというのもわかります。しかしながら、ちょっと当初予算からかけ離れた購入がコロナ以外でも目立つと感じました。まさにいま病院事業会計はコロナの補助のおかげで、結果的に7億円の黒字という計上しておりますが、今後の運営を考えると早々といまの余裕ある分がなくなっていく可能性もありますので、これからも備品の購入については、慎重にしっかりと予算に計上したものを決算に反映させていただきたいということを申し添えておきます。

次の項目にまいります。

その下のほうにいきますと、節で委託料があるんですけれども、こちらについてはほかの課にもあったんですけれども、そもそも委託料というのは年度当初にもうほぼ予算が決まっていて、当初予算と決算額がほぼ一緒っていうイメージがあるんですけれども、そんな中で急遽の金額変更のことも生じることは理解するんですけれども、例えば麻酔機の保守委託料が当初予算が17万円のもの101万円、ここまで跳ね上がるものなのかなどこの内容についてお知らせいただきたいのと、当初予算に載っていた委託料で消えているもの。

これは備考欄が満杯になったから消えたのかちょっとわかりませんが、一応当初予算に載っていた電子カルテであったり、経皮血液でしたり、地下タンクだったり、それぞれの項目の委託料については、はたしてどういう執行をされたのか。なくなったのかをお聞きします。プラス、当初予算に載っていなかった、決算に載っている下から画像診断委託料でしたり、その下ホームページだったり、ペースメーカーだったり、金額は低いんですけれども、これらはどのような目的で委託をされたのかの説明もお願いします。

それと同じく委託料で、各眼科でしたり婦人科、小児科、耳鼻科等は、一週間に何曜日です、何回ですよということではほかから来ていただいている。それで委託料が発生するという内容だと思うんですけれども、コロナ禍の中回数をそれぞれ休館になった日もあると記憶しているんですけれども、この委託料を見ると婦人科と耳鼻科が満度の金額執行、それ以外が減っているので単純に受診数、患者数ではなくて回数で減るんだらうなことを想像するんですけれども、この婦人科と耳鼻科については、予定通り100%の回数を来られたんでしょうか。それで100%の執行になっているんでしょうか。そこまでお伺いします。

**安齋委員長** 西嶋主査。

**西嶋主査** まず、委託料の当初見込んでいて実施しなかった部分の説明であります。

あるものとしたしましては、電子カルテの修正保守、血液ガス装置の保守点検等があるかと思えます。こちらにつきましては、電子カルテにつきましては、ある程度予算は毎年

見ているんですけれども、修正が特になければ実施しないというものです。あと、血液ガスにつきましては、令和元年度に新しい機器を購入したことに伴いまして、メーカーさんと相談した中で保守を見送る形で新しいということで、経費を削減した経緯がございます。

また、手術室の保守が当初予算よりもかなり跳ね上がったというところもございましたが、そこにつきましては現場を見て、通常の保守以外にオーバーホールをかけたほうがいいんじゃないかということで、急遽これも補正対応だったと思いますが、ちょっと跳ね上がった経緯がございます。

あと、新たに追加したものといたしましては、ホームページ更新管理委託料、またペースメーカーのデータ送信利用委託料などがあるかと思えます。こちらにつきましては、基本的な契約は結んでございますが、大きな移動があった場合、またペースメーカーについては、利用者が出た場合のみ発生するものでございまして、当初予算には計上してございませんでした。来年度以降どのような形にするか検討してまいりたいというふうに思っております。

小児科、婦人科のことにつきましては、回数どおり実施して予算どおり執行してございます。以上です。

**安齋委員長** 平野委員。

**平野委員** すみません先ほど私、画像診断委託料もなかったのがあると言ったんですけれども、私の間違いで元々当初予算にもありました。すみません。それは間違いです。

いま最後の婦人科、小児科は満度にと言いましたけれども、当初予算とそれぞれバラバラなんです。婦人科については、そのまま当初予算どおり、数字照らし合わせてください。私、メモ小さすぎて見えるような見えないような、耳鼻科についても当初予算どおり、眼科と小児科については当初予算よりも約2割程度、眼科については3割程度近く下がっているんです。これは、いまの答弁ですと回数は一緒なのに委託料は下がったっていうのは、患者数のことなのかどうなのか、詳細をもう少し。

**安齋委員長** 西嶋主査。

**西嶋主査** 説明不足で申し訳ございません。眼科につきましては、かかった患者さんの診療報酬の50%支払うような形になってございまして、予算計上の段階だと平均したちょっと余裕を見た中で、予算計上していると。それで、決算自体はそれよりも少なくなるというような状況で決算が経緯してございます。以上です。

**安齋委員長** 平野委員。

**平野委員** わかりました。同じ節の委託料で一番下の項目で、院内売店運営委託料の記載あるんですけれども、これもちょっと私心当たりあるんですけれども、はたしてこの項目が適しているのかっていうのが不思議に感じまして、これだとおそらく皆さんご存じのとおり、うちが売店やっぴまして運営するために40万もらったんだろうというふうに捉えられるような項目立てなんですけれども、内容は違うと思うんですよね。私は違う項目に入れるべきだったのではないのかなと思えますが、その見解をお聞きます。あわせて、最期にあと何点かいきます。

次の5ページの節でいきますと雑費の上から6段目、これも当初予算では口座払等手数料が107万円の計上に対し、わずか1万円、これにはどのような理由があるのかちょっと心苦しくも聞かせていただきますし、同じ内容の中で振込手数料が今度新たに増えたんですね。

この関係性、そしてこの予算の大きな減額というのは、なにか違和感を感じますね。これは、現状の担当者の違和感ではない違和感でございますけれども、この詳細についてお知らせください。

それとその下にいきますと目でいきますと6目の研究研修費、こちら130万の執行なんですけれども、予算書を見ると医師が80万円で、職員が54万円、ほぼほぼそのとおり執行しているってことなんですけれども、お医者さんは研究する材料費って必要なのかなって想像するんですけれども、職員のかたの研究材料費ってというのは、内容といたしまして医師、職員それぞれどういう内容のものなのかお知らせいただきたいと思います。以上です。

**安齋委員長** 3点ほど出ました。

西嶋主査。

**西嶋主査** まず、1点目の売店の運営委託料の表記の適正か否かっていうところでございます。表記につきましては反省するべき点でございますが、中身といたしましては昨年度新型コロナウイルス対応手当といたしまして、1人あたり20万円の支給を行いました。うち2回やったうちの1回が委託業者さんの院内で働いているかたにも20万円配付しましょうよということで、支出した経緯がございます。その支出する中身でございますが、払い先といたしまして委託料をとおして払いましょうよということで、このたび計上したところなんですけれども、ほかの利用者さんにつきましては、通常清掃業務だったり給食業務だったり、通常年間の委託料が発生するところだったんですけれども、セラーズさん以外の店舗につきましては、そういう項目がなくて、表現がちょっと誤解を招くような表記になってしまったんですけれども、そこで働いている2名のかたに支出を出した40万円となっております。

次に、二つ目の口座払等手数料でございますが、当初の段階では給与費総体に係る1件あたりの口座手数料を見込んでいたわけでございますが、実際決算でその金額が発生しなかったと。予算の見積もりが甘かったということ。個々に給与口座に払う手数料なんですけれども、それが発生するというふうに認識してございまして、実際のところは発生しなかったということで、当初見込んでいた額よりも実際出た払込手数料が出なかったということです。来年から手数料というものは多く発生しますので、4年度からは数多く手数料が発生する予定となっております。3年度に関しましては、予算を立てる段階で誤った予算計上をしてしまったということです。

あと3点目の研究材料費でございますが、医師、職員の研究内容材料費はなにかということだと思います。まず職員につきましては、実際どういうものかということの説明いたします。ネットサイト・ネット通信で、教育を受けるシステムを導入してございまして、そちらの会社に月々4万円程度支出を行ってございます。全職員につきましては、年2回支出で講演・講義等を聞いて勉強してもらおうと。看護師等につきましては、年間のプログラムはございますので、その中から選んで月1回程度見てもらうような研修を実施してございます。

医師研修費につきましては、医局費全体の運営費と言いますかそちらのほうに回して活用してございます。以上です。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

**安齋委員長** 暫時、休憩をいたします。



**休憩 午後3時50分**

**再開 午後3時52分**

**安齋委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか質疑ございますか。

竹田委員。

**竹田委員** いま平野委員の質疑やり取りを聞いて、この部分について例えば売店の運営委託、これにコロナ感染の20万を2名分、委託料にして出すっていうのはやり方的には間違いじゃない。売店ばかりじゃなくて、病院には例えば清掃員いるでしょう。そうすれば清掃業務委託料の中に清掃員の20万のカウント2回分、清掃員何人いるのかわからないけれども、それ掛ける20万ですから100万くらいの金額になるのかなって、給食も然り。もし委託料に入っているとすれば、やはりこれは再掲をしてコロナの功労金じゃなくて1人20万のやつを2回あれしたっていうのを別な資料かなにかであれしなければ、委託料に計上して病院の委託料が膨れ上がるっていうのは、やはり経理上まずいと思う。ですからそれは、例えば職員プラス3ページのほうで、職員であれば手当の中でコロナ対応手当っていうようなこと、きちんと5,000万くらい出ています。逆にその中に入れるとか職員でないから手当で出せないとすれば、別なほうの科目で出すべきだっていうふうに思うんですよ。だから、これが例えば経理上問題がないのかどうなのかっていうことがまず一つ、問題がないとすればきちんとこれを再掲、清掃業務手当の中では清掃員何人分がコロナ対応手当としていくら含まれているだとかそういうものを出してもわらなきやならない。

前段、平野委員も質疑した中で、病院の収支については、監査委員の所見の中でも5か年の推移を出しています。収益の中では29年は14億、30年は13億、元年は13億、2年については20億、3年は22億っていう。もうコロナがはじまってからボンと収益が増えている。これは、やはり本来であれば病院の医業収益、医業費用との比較の中では、逆転しているんです。あくまでもコロナ財源が大きな要因なのかなと。これは、病院のためには町が負担しなくてもいいから大変国の政策だから良いことなんだけれども、やはりこれはこの年特異的な状況であって、このあと令和4年・令和5年だんだん徐々にコロナが収束してくれば、私は病院の経営がかなり厳しくなるのかなっていうふうに見ています。患者の減にしても入院も減、外来も減、確かに木古内町は人口が減っているし、だんだん患者の数も減ってくるだろうというふうに見込んでいます。それで、やはり今後の病院の計画、見直しているよね。その中で、きちんとやはりした方向性を私は出すべきでないのかなっていうふうに思うんですよ。ですからその辺含めて、確かに患者の単価は上がっている、だから収益が増えているだって。それは、患者の減っている人数からすれば単価が上がっても追いつかないわけだから、やはりその辺も含めて抜本的な考えがはたしてあるのかどうか含めてお願いしたい。委託料の問題はやはり会計処理上、問題がないかどうかということも含めて答弁願います。

**安齋委員長** 西山事務局長。

**西山病院事業事務局長** ただいまの竹田委員から質問いただきました件について、お答えいたします。

まず、令和3年度の実績報告書の中に今回コロナで対応した手当の部分を委託料の中で、

まず支出したっていう部分について、そもそもそれが正規な形かどうかという部分につきましては、改めてうちのほうでも再度協議させていただければというふうにまず感じております。まず、委託料での支出っていう科目、ここでの科目について、適正かどうかという部分については、まず病院としてはここで支出すべきということで、最終的にはこういう形で出しているわけですが、本来この形が正しかったかどうかという部分については、正直疑問を生じるところでございます。

**安齋委員長** 西山事務局長、先ほど項目がここに入ったっていう経緯は、西嶋主査が話したっていうことで、それについてそれでもおかしいっていうことでのお話なんですか。

西山事務局長。

**西山病院事業事務局長** 今回の適正な形かどうかというのを改めて調べさせていただければと思いますので、よろしいでしょうか。

**安齋委員長** 答弁の途中なんですけれども、暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後4時01分**

**再開 午後4時11分**

**安齋委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

西山事務局長。

**西山病院事業事務局長** 先ほど竹田委員からご質問ありました内容につきまして、答弁いたします。

まず、委託料の中で今回、委託業者の慰労金等について計上しているんですけれども、本来であればそもそもの委託料の中だけではなく、項目立てをする中でしっかりと明記して計上するところだったんですけれども、今回は元々ある中に入れてしまっていると。ただ、支出的な部分につきましては、委託の方々から本人からも印鑑をもらうなどして、適正に支出のほうを行っておりますので、まずご理解いただければと思います。

あと2点目の質問に対してですけれども、うちの病院は重点医療機関としてコロナ患者の受け入れを行っております。先ほど竹田委員の質問にもありましたように、実際空床確保っていう部分での補助金があることによって、昨年度また前年度も含めて黒字的な形では見えているとは思いますが、実質じゃあ医業の収益だとか支出の部分だけで考えたらどうだっていうところだと思いますけれども、そうなるよりはやはり実質マイナスっていう経営状態にあります。この補助金自体も国のほうでは9月末で一度切るっていうところの話はあるんですけれども、ただ、いまコロナの状況が続いている中で、今後ちょっとどうなるかっていうのがまだはっきりしていないところもあります。その状況にもよって病院の体制をどうしていくかっていうところも変わってはくるとは思うんですけれども、ただ先ほど言われたように入院患者だったり、外来患者だったり、外来患者が減少する中で、いまの99床のままで進んでいいものかどうかという部分につきましては、いまの病院内のほうでもいろいろ協議を進める中で、検討しているところでございますので、また改めてその部分については整理でき次第皆さんのほうにも周知していきたいと思っております。お願いします。

**安齋委員長** いま西山事務局長がお話したとおり、そういう再編というような話もチラッ

とは聞いています。そういった中で、これ以上先のことについては決算の審査のほうには馴染まないの、これはこれでいいかなというふうに思います。

それでは、そのほかに質疑ございますか。

竹田委員。

**竹田委員** 1点だけ、3年度の実績収益の中でコロナ病床も病院のほうでは設置されているってことで、その実績は例えば何人、何日間だとか金額までいいけれども、入院の数だとかその辺ちょっとわかる範囲内で。

**安齋委員長** わかるのであれば答弁お願いします。わかる範囲でということだったので。暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後4時15分**

**再開 午後4時19分**

**安齋委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

西嶋主査。

**西嶋主査** いま病床確保料の話の質疑かと思えます。

陽性患者の受入人数に関係なく、ある一定の病床数を確保したものに対して、1床あたり7万1,000円配付されますので、入院患者数の増減は多少影響するものの、大きく影響するものではないです。7万1,000円掛けるベッド数で、ことしで言いますと9億ほど収入がございまして。以上です。

**安齋委員長** ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**安齋委員長** なければ、次に資本勘定ということでお願いします。

西嶋主査。

**西嶋主査** それでは続きまして、4条予算の資本的支出について説明いたします。

説明資料につきましては165ページ、実績報告書については6ページをお開きお願いいたします。

1款 資本的支出、1項 建設改良費、1目 有形固定資産購入費です。

1億2,236万3,598円で、前年度より4,200万円ほど減となっております。

購入した内訳でございまして、内視鏡システムなどの医療機器の更新のほか、大きなものとしては職員住宅3号棟の建設費用となっております。

続いて、2項・1目 企業債償還金です。

1億8,426万3,382円です。償還金となっております。

続いて、3項・1目 看護師奨学金貸付金でございまして、現在貸し付けしているかたはございませんので、ゼロとなっております。

引き続き、収入のほうも入ってよろしいでしょうか。

**安齋委員長** お願いいたします。

西嶋主査。

**西嶋主査** 1款 資本的収入、1項 企業債、1目 企業債です。

5,040万円、起債借入分の繰入額となっております。

続いて、2項・1目 他会計負担金です。

9,220万3,000円です。企業債償還に対する一般会計の負担金となっております。

続いて、3項・1目 国庫補助金です。

3,558万1,000円です。前年度より3,200万円ほど増となっております。

感染症患者受入緊急支援事業による内視鏡システムの更新費用 1,500万円と職員住宅建設に伴う国保調整交付金などでございます。

続いて、4項・1目 道費補助金です。

3,026万1,000円、前年度より1億円ほど減となっております。

こちらにつきましては、支援事業を活用いたしまして医療機器を購入した補助金でございます。また、職員住宅3号棟建設費用の道費負担分となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**安齋委員長** 説明が終わりました。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**安齋委員長** 質疑がないようなので、以上をもちまして、国保病院の所管の審査を終わります。

病院関係の皆さん、お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後4時23分**

**再開 午後4時32分**

**安齋委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

このあと高齢者介護サービス事業会計等ございますが、もしかすると時間が押すかもしれません。この審査が終わるまで時間延長をしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**安齋委員長** ありがとうございます。

それでは、高齢者介護サービス事業会計の審査に入りたいと思います。

説明を求めます。

東事務長。

**東特別養護老人ホームいさりび事務長** それでは、いさりび東です。よろしくお願ひいたします。

前段、決算の説明の前にコロナの関係だけ、経過報告させてください。

9月の8日に1名感染者が出て、計6名ということで、9月の9日に6名で公表されています。

それ以降、職員、利用者とも感染は確認されておりませんので、そのままの状況で推移しております。

また、最初に感染をした職員については、本日より職場復帰ということで勤務しておりますので、まず報告ということでさせていただきます。

それでは、早速決算について説明させていただきます。

いさりびにつきましては、資料番号10番の174ページからになりますので、資料に基づきまして説明させていただきたいと思っております。

174ページにつきましては、職員の構成一覧表となっております。

小澤管理者と昨年6月から井上先生が施設長になられております。

一番下段になりますが、計90名ということで、3月末現在の職員数となっております。

続けて、175ページをお開きください。

上段であります、利用者別内訳について説明させていただきます。

まず入所です。特養の部分につきまして、説明します。

延人数2万5,878名で、前年度より1,260名少ない状況です。1日平均人数でいくと70.89名と、3.46名少ない状況です。

1日あたりの収入額です。1日単価ですが、1万3,643円と112円の増となっております。

その下です。短期入所になります。

短期入所の延人数は、1,149名と303名増えております。1日あたりでは3.14名と0.83名増えております。

1日あたりの単価につきましては、1万222円と391円少ない状況です。

続いて、通所です。

延人数5,100名で、前年度より191名少ない状況です。1日平均あたり16.55名と0.62名少ない状況です。

1日あたりの単価につきましては、1万370円と90円ほど少ない状況となっております。

続いて、176ページをお開きください。

決算実績報告書3ページから5ページ、決算書1ページ・2ページをご参照ください。

特養の事業費用、通所のリハビリテーション事業の説明をさせていただきます。

まず特別養護老人ホームの事業費用として、施設運営事業費用になります。

4億4,287万3,402円で、前年度より1,653万8,247円となっております。

少なく減額した内訳で主なものといたしまして、給与費で2億9,135万7,449円で、前年度より304万4,299円のマイナスとなっております。

正職員が5月末をもちまして退職したことが大きな要因となっております。

続けて、減価償却費 4,116万4,198円で、前年度より1,696万7,609円とマイナスとなっております。

これは、建物の機械装置が減価償却年数を経過したことによるマイナスというふうになっております。

施設運営事業外費用です。882万6,285円で、前年度より437万5,808円マイナスとなっております。

特別損失で令和2年度で380万の支出がありますが、コロナの慰労金ということで、介護職員に1人5万円の76名に支出したものでございます。

以上、事業費用でいきますと4億5,169万9,687円で、前年度より2,091万4,065円のマイナスとなっております。

続けて、通所リハビリテーション事業の説明をさせていただきます。

決算実績報告書は5ページから6ページとなりますので、ご参照願います。

施設運営事業費用で6,360万4,058円で、前年度より330万4,307円のマイナスとなっております。

ります。

内訳でいきますと、給与費で6,013万7,788円で、前年度より238万8,295円のマイナスとなっており、これはリハビリの職員の課長職の異動に伴った給与費の減が主な要因となっております。

あと経費で、令和2年度で94万7,281円の支出をしておりますが、これはコロナの交付金を元に支出したものですので、令和3年度支出がないことからマイナスとなっております。

あわせて6,360万4,058円で、前年度より430万4,307円のマイナスとなっております。

続けて収入もよろしいですか。

**安齋委員長** お願いします。

東事務長。

**東特別養護老人ホームいさりび事務長** それでは、175ページのほうにお戻りください。

中段の特別養護老人ホーム事業収益になります。

施設運営事業収益 3億6,728万3,894円で、1,430万6,386円のマイナスとなっております。

内訳ですが、施設介護料、特養の収入になります。

2億9,733万7,570円で、前年度より1,821万9,678円のマイナスとなっております。

これにつきましては、利用者の減に伴う収益の減となっております。

居宅介護料については、260万9,761円増えておりますが、入所者数が増えたことにより増、利用者等利用料の増額については、所得階層区分等の変更に伴った利用料が増額となっております。

続いて、施設運営事業外収益です。

1,644万3,164円と前年度より1億825万375円のマイナスとなっております。

これにつきましては、他会計補助金で2年度に町から1億1,000万円の補助の助成をいただいたことが3年度でゼロとなっていることから、主にその額がマイナスとなっております。

あと特別利益につきましても、2年度で潮位前受金戻入益が最終年を迎えたこと、また特別利益ではコロナの交付金があったことなどで、3年度がなかったことで、あわせて3億8,372万7,058円と前年度より1億2,998万8,334円のマイナスというふうになっております。

続けて、下段の表になります。

通所リハビリテーション事業収益です。

施設運営事業収益 1,288万9,890円と前年度より339万4,627円のマイナスとなっております。

内訳といたしましては、居宅介護料で4,996万6,250円と241万7,300円のマイナスとなっております。

これにつきましては、通所の利用者数が少なくなったことが主な要因となっております。

そのあと、その他事業収益です。

これが93万9,000円のマイナスとなっておりますが、令和2年度でコロナの交付金があったことからマイナスとなっております。

以上で、合計は5,345万4,028円と前年度より431万489円のマイナスというような状況となっております。

176ページの下段、一番最後です。

損益というところになります。

これを収益費用の事業損益では、8,630万3,676円のマイナスではありますが、前年度よりは241万1,541円改善したというふうにはなりません。

計上損益では、7,812万2,659円と1億908万451円のマイナスが増えているということで、町の補助金が1億1,000万円でしたので、ほぼその分がマイナスとなっているという状況となっております。

続けて、決算実績報告書の8ページです。

未収金明細書、未払金明細書を記載させていただいております。

未収金につきましては、全額収入済、未払金については、全額支払済という状況になっております。

続けて、決算書の14ページをお開き願います。

キャッシュ・フロー計算書になります。現金の流れになります。

先ほど収益と費用の説明をさせていただきましたが、現金の流れです。

下段の3行です。資金増加額または減少額というところで、昨年1年間で7,093万8,845円の現金がマイナスとなっております。当初、1億896万2,740円の残額だったものが期末残高では3,802万3,895円となっております。

以上で、資本的な収入と収益と費用の説明を終わらせていただきます。

**安齋委員長** 説明が終わりました。

質疑をお受けします。質疑ございませんか。

平野委員。

**平野委員** コロナ禍の中でご苦労された中の運営で、様々な分野で減になるのはやむを得ないと感じております。全体とおしての質問は特にはないんですけども1点だけ、未払金の明細で経費、アマゾンジャパン、こちら大丈夫ですか。内容を教えてください。

**安齋委員長** 東事務長。

**東特別養護老人ホームいさりび事務長** この6,923円については、毎月施設内で利用者さんの誕生日を迎えるにあたって、そのかたにあったものを買うんですが、その人にあったものとしてネットで購入したほうがいいだろうと、現場からの声で。法人向けのアマゾンジャパンの窓口がありますので、そこからの購入ということで、適正な処理のもと購入させていただいております。

**安齋委員長** ほかに質疑ございますか。

竹田委員。

**竹田委員** 通所の関係ですけれども、若干コロナの影響等もあるのかなと思っています。

ただ、デイケアのほかに光銭さんのデイサービス、それと小規模多機能さくらとのこの辺のやはり通所の競合っていうか、あるのかなっていうふうに我々中身を分析していないから、例えば担当者であればその辺の含めて利用者の氏名だとか見ればわかるのかなと思っています。それで、その辺の競合っていうのはいまはどうなのか、この先例えばどんどんそれが強くなるのかっていう部分がやはり心配なのは人口が少なくなると高齢者は横ばいだという推移の中で、この辺の通所の取り合いになる可能性あるのかなってそういう心配もあるものですから、現場を抱える担当とすればどう見込んでいるかどうか。

**安齋委員長** 東事務長。

**東特別養護老人ホームいさりび事務長** デイサービス、また小規模多機能の通所の部門について

ての競合の部分ということのご質問だと思います。

影響があるかないかと言えば、多少なりとあります。ただすみません、何人がどうのこのところまで細かく調べていませんので、いま資料のほうの180ページに通所の利用者状況というものを添付させていただいています。

昨年は新規利用者が27名、年間です。終了したかたが24名です。この24名の内訳が施設入所だったり、他のサービス移行、長期入院、死亡のかた、その他っていうのがあるんですが、他のサービス移行という部分については、実際には4名になります。当初の小規模多機能の利用に移ったかたは、うちの施設で2・3名いたと思います。このかたは、月曜日から金曜日まで丸々施設利用をしていたかたです。恵心園から丸々移行をして、施設利用をしていたかたなので、自己負担を考えたなら間違いなく小規模多機能を利用したほうが負担が少ないので、これはケアマネさんの意向また家族の意向も含めて移動しているかたなので、これは小規模多機能ができた時のうちの考え方とすれば移動するのは仕方がないなどというふうな方々が2・3名おりましたので、そこについては考えられるものです。

あと、デイサービスの関係ですが、いまはどちらかという棲み分けはできています。

リハビリが必要なかた、デイサービスでいいかた、あとは常にどこかのサービスを利用したいということで、通所リハビリとデイサービスを並行して使っているかたがいますので、現時点ではある程度の棲み分けを使いながらそこまで利用者数が減らない状況で対応できているのではないかなど。実際にいまも新規利用者さんと増回希望者さんというのがあるので、ある程度的人数の中で回せていけていますので、そこまでのほかのサービスとの関係性で利用者が減るとかというところではないかなというふうに思っています。ただ、この先どうなるかというのは正直いまのところなんとも掴めていないところでありますので、人口の推移だったりこの10年ほど高齢者人口はそこまで変わらないというふうな総計もありますので、その推移を見ながら考えていければなというふうに思っております。

**安齋委員長** ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**安齋委員長** なければ、次の説明をお願いします。

東事務長。

**東特別養護老人ホームいさりび事務長** それでは、決算実績報告書の7ページです。

決算書は3ページ・4ページです。

資本的収支について、説明させていただきます。

まず、下段の支出についてです。

1款 資本的支出、1項 建設改良費、1目 有形固定資産購入費、節 備品購入です。

522万1,700円で、介護システム等またICT機器等の購入をしております。

3項 繰出金、1目・節 介護老人保健施設事業清算特別会計繰出金ということで、4,103万4,421円と清算特別会計への繰り出しとなっております。

4項・1目・節 介護福祉士養成修学資金貸付金ではございますが、支出の実績がございませんでした。

5項・1目・節 介護職員支度金貸付金です。

昨年は、パート職員として1名のかたに貸し付けを実施しております。

決算額 4,646万6,121円となっております。



続いて、収入について説明させていただきます。

1款 資本的収入、1項・1目・節 企業債です。

企業債については、先ほど支出で説明した介護システムの購入に伴う企業債ということで、330万円の起債を収入しております。

2項・1目・節 他会計負担金で、336万5,000円です。

過疎債の元金償還分の一般会計の負担金となっております。

3項・1目・節 道費補助金です。

I T C導入事業の補助金で、94万8,000円となっております。

4項・1目・節 介護職員支度金貸付金返還金です。21万円です。

介護職員支度金貸付金の返還金で、令和3年1月に入職いたしましたが、令和3年6月30日をもって退職した職員の返還金分となっております。

決算額が782万3,000円となっております。

以上、資本的収支の説明を終わらせていただきます。

**安齋委員長** いま資本的収支の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**安齋委員長** 質疑がないということなので、以上で高齢者介護サービス事業会計の決算を終わります。

続きまして、介護老人保健施設事業清算特別会計の審査に入りますので説明をお願いします。

東事務長。

**東特別養護老人ホームいさりび事務長** それでは、介護老人保健施設事業清算特別会計の決算についてご説明させていただきます。

決算書、12ページ・13ページをお開き願います。

1款・1項・1目 老健事業清算費、22節 償還金利子及び割引料で、4,984万9,872円となっております。

元金につきましては4,103万4,421円、利子については881万5,451円となっております。

続いて、8ページ・9ページをお開き願います。

1款・1項 繰入金、1目・1節 高齢者介護サービス事業会計繰入金として、4,984万9,872円となっております。

高齢者介護サービス事業会計からの繰入金、内訳は先ほど説明した元金と利子分となっております。

歳入歳出とも同額となっております。

以上、説明を終わらせていただきます。

**安齋委員長** 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**安齋委員長** 質疑がないようなので、これでいさりび関連の審査を終了いたします。

お疲れ様でございました。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後4時56分**

**再開 午後4時58分**

**安齋委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

昨日に引き続き、産業経済課から請求のあった資料の提出がありましたので、説明をいただきたいと思います。

中山課長。

**中山産業経済課長** 昨日、行われました委員会の中で資料の提出ということで、提出させていただきました。その資料の内容について、説明いたしたいと思います。

薬師山環境整備事業業務委託、決算額については620万4,000円で、その内訳としまして、ツツジの植栽分で50本植えまして41万5,470円、雑草の除去分として578万8,530円、人工数でいけば366人工分となっております。

参考までに月別の稼働人工というのも業務報告の中で出面もありまして、その人数をここに記載させていただいております。

次に、有害鳥獣対策報償費 決算額 115万7,500円です。

出動報償費については、クマ、タヌキ、キツネ、シカで24万4,000円、ワナ見廻り報償費については、クマ、シカで63万2,000円、捕獲報償ということで、クマ、シカ、タヌキ、キツネ、カラス、合計で28万1,500円を支出しているところでございます。

次のページからが木古内エール商品券第4弾と第3弾の状況と分析ということで、参考資料として付けさせていただいております。

ある一定の成果は図られていると、商品券事業で目的が達成されたと認識できましたということで、3ページ目になりますが、一番下に6で大企業と町内事業者の割合という6番に書いているとおり、町内事業者については71.5%、大企業については28.5%の使用率となっているところでは。

以上で、資料の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

**安齋委員長** いま資料について、説明がございました。

質疑を受けます。質疑ございますか。

竹田委員。

**竹田委員** 課長、令和3年度の実績、その内訳がツツジの植栽を除いた570万が除草の人工ですよということで、これ人工で割り返せばだいたい1日、1万5,000円強の数字になる。

ただ、令和3年は例えば当初予算の中では230万計上をして、6月に400万補正をしている。

その中でツツジの植栽、そしてまた除草っていうようなことで出てきて、この補正の時点でもいろいろ予算審議の中ではやり取りしているんですよね。ですから、3年度の当初予算の230万の時は芝桜、このことについては若干見直していくっていうような方向の中で、「ああ」っていうふうに思っていたんですよ。ただ、2年前を遡れば令和2年・令和元年、元年は860万、2年が同じく860万、2か年で1,700万薬師山の芝桜に特化しているんです。そして、2年間とも芝桜3,000株を植栽をして、残りが除草、草取りなんですよ。

ただ、いまの資料をもらって4月から10月まで毎月除草・草取りをしなければだめなものなのかどうなのかっていうのが非常に、例えば自分の家庭菜園見ても毎月草取りする必要ないんですよ。スギナの場合だって2か月・3か月经てばまた出てくるっていう。特に芝

桜の薬師山は、除草と言ってもスギナが主なんだよね。スギナを取れば芝桜の生育に支障がないっていうふうに私達もずっと聞いてきたし、現地にも行って見たんですよ。この人工は実績だから、やむを得ない。強いて言ったら今度4年度だって620万計上している。

これは、芝桜の植栽はしない。だけれども、ツツジの植栽を。あとは、除草。ことしの実績見てもツツジの50本植えて、50万かからないんだ経費的には。そうすれば、ほとんどが草取り。これ永遠とやらなきゃならないものなのかどうなのか。やはり草取りの効果、本当に上がっているのかどうなのか、単年度ならわかるけれども3年で3年目、ことしで4年間草取りに何百万も町が投資しているわけだ。安易に芝桜がだめだからツツジにしますだとか、やはり町有林の森林振興っていうか観光振興の面からいって、本当にこれがどうなのかって私はすごく疑問です、正直に言って。この辺については、やはり決算としての総括で最終的に今後薬師山の整備をどうするっていう部分をやはりするべきかなっていう思いも実際あるんですけども、私ばかりでなくてほかの委員さんもそれなりに感じている部分があると思いますので、また時間があれば別な視点で議論します。

（「関連」と呼ぶ声あり）

**安齋委員長** 東出委員。

**東出委員** これ自分がこんなにこの薬師山について、常任委員会の時に質問しています。

いまそこにいる局長に向けてやったんだ。ただ、今回は決算審査特別委員会なので、はたしてこれが費用対効果でどうなんだろうと。ということは、いま同僚の竹田委員も言ったけれども、もう令和元年・令和2年・3年・4年、そして高額なお金をかけているんですよ。そして、その中で去年の予算か決算か忘れたけれども、又地議長からこういう進言もあったんだ。もう芝桜止めて、町花のツツジを植えていこうという部分で、行政側もある程度そういう方向にいったんですよ。もう芝桜だめだなど、じゃあ町花のツツジを植えましょうという方向にいったんですよ。ただ、今回の決算を見てもそれから今年度の予算を見てもどうもあそこの山にお金だけはかけていく。表現悪いけれども、町とそれからここで言う森林組合さんに委託しているんですよ。紐付きかよとまで言いたくなる。結局ここで人工だって言っちゃ悪いけれども、年金もらっている人達ばかりなんですよ、行っている人。いま、うちにアルバイトに来ていますよ。1万5,000円ですよ。年金もらって、ここの山に行ったら1万5,000円もらってたら、人工として1万5,000円の人工、そこであとは森林組合でその人に対していくら払っているか、これは私はそこは森林組合のあれだからいいにしても、町はいくら町と言えども単価として1万5,000円が妥当なのかどうなのかという議論もある。その辺のものも含めながら、やはり一番今回の決算で重視したいのは、それだけ投資してじゃあこの山からなにが生まれてくるんだろうという疑念は竹田委員も抱いているし、この部分については私は予算・決算、それから補正上げてくる時でもここだけは私もしつこくやってきた1人なんですよ。ただ竹田委員も言ったように、スギナは根っこから殺さないといくらでも、ただ根っこが深いんですよ。ということで、やっている草取りしているお尻からまたスギナがおがってくるんだ。だから、いたちごっこなんだ。

だから、ここは今回の決算でもっと真剣に直して、我々も知恵があれば出します。という方向でなんとかこの辺は乗り切りたいなと私は思うんだけど、現課としてその辺は十分に森林組合含め、いろいろな業者を含め、研究する余地は私は大いにあると思うので、あえて答弁あれば答弁もらいたいと。

**安齋委員長** すみません関連ということで、廣瀬委員。

**廣瀬委員** 関連でちょっと確認なんですけれども、先ほど同僚委員から話が出ている芝桜のあとの雑草除去ってだけ考えればえらい高いなと思うんだけど、薬師山全体整備にかかる人工なのか、それとも先ほどから言っているそこに限定した部分の人工なのかということで確認も含めてお願いします。

**安齋委員長** 中山課長。

**中山産業経済課長** 議員の皆さんの貴重なご意見すごいありがとうございます。

この芝桜については長年行っており、観光資源の位置付けのもと、いままで手入れをしてきたところです。竹田委員がおっしゃるとおり、令和3年度の予算ではまずは200万ほどの雑草除去ということで出させてもらって、その中で咲き具合を見ながら補正をかけたというような流れになっているところです。その中で除草も含めてツツジを植えたということになってございます。町としましてもこの芝桜というものを増やすということは、いま今後しないという方針になっておりまして、なんとか集めながら密集させて、より開花してもらうように努力はしていきたいと思っておりますが、そのほかにツツジというものを少し植えていって、あの場所を観光資源ということで考えております。

過日の総務・経済常任委員会でもちょっと密集させていただいて、開花状況をなんとか開花できるようにということで、いろんな知恵をお借りしながら関係機関の知恵も借りながら、なんとか咲くように邁進してまいりたいと思っております。

それと、芝桜の薬師山の整備にかかる費用なのか、それとも全体の薬師山なのか、この芝桜にかかる経費なのかという廣瀬委員のご質問でございますが、芝桜のみの価格で費用で払っているところです。今後とも次年度以降きちんと咲くようにということで、努力はさせていただきたいと思っております。また、冬の状況もありますので、シカ対策などもしっかりと講じて、なんとかここの場所を観光資源に思っておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

**安齋委員長** ほか質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**安齋委員長** なければ、産業経済課の資料説明のほうについては、これで終了いたします。

ありがとうございました。お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後5時15分

**再開** 午後5時18分

### 3.その他

**安齋委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

以上で、本日の審査事項は全て終了いたしました。

皆さんに確認をさせていただきます。

本日の委員会の中で総括に残す案件について、お伺いをいたします。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

**安齋委員長** この件について、休憩の中で話を進めていきたいと思いますので、暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後5時19分**

**再開 午後5時27分**

**安齋委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

総括の案件ということで、きょうはなしということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

**安齋委員長** 以上をもちまして、第3回令和3年度木古内町決算審査特別委員会を終了いたします。

どうもお疲れ様でした。

説明員 鈴木町長、羽沢副町長、幅崎総務課長、吉田（宏）保健福祉課長、菅原主査  
後藤主査、西村主査、福井（弘）税務課長、山下主査、田畑まちづくり未来課長  
中村主査、大山主査、斉藤主事、小澤病院事業管理者、西山病院事業事務局長  
西嶋主査、佐々木総看護師長、遠藤主事、東特別養護老人ホームいさりび事務長

傍聴者 なし

報道 なし

令和3年度決算審査特別委員会

委員長 安 齋 彰